HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	豊臣期検地一覧（稿）
Author(s)	平井, 上総
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 144, 1(右)-45(右)
Issue Date	2014-11-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/57476
Type	departmental bulletin paper
File Information	144_01_hirai.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

豊臣期検地一覧（稿）

平井上総

はじめに

本稿は、豊臣期に行なわれた検地の一覧を提示するものである。

豊臣秀吉が全国で実施した、あるいは実施を命令した検地は俗に太閤検地と呼ばれ、豊臣政権の最重要政策として検討されてきた。特定の検地帳の定量分析から検地の意義を抽出する手法や、政権の政策基調全体から検地の目的を導き出す手法などのほか、近年は検地の実施手続きに注目する手法が用いられている。

こうした研究の基礎には、検地がいつ、どのような方式で行なわれたのかといった情報が不可欠である。全国規模でそうした情報を収集した研究として、戦前では高柳光寿氏のものが挙げられる(1)。高柳氏は「秀吉が、この天正十年の山城の検地以後、どういふ順序で全国に検地を行つたか」と述べ、天正一〇(一五八二)年から秀吉が死ぬ慶長三(一

五九八）年までの間、その年ごとにどの国で検地が行なわれたかをまとめた。この一覧（以下、高柳表と略記）は全国の実施状況を可視化した重要なものであったが、簡素な表であり、改善すべき部分が多かった。

戦後になると太閤検地論争によってこの政策が大きく注目されるようになり、それを受けて検地一覧を掲載する論文も出てきたが、高柳表に手を加える程度のものが多かった。その状況を大幅に改めたのが、一九六三年に発表された速水佐恵子氏による一覧である。[2] 速水氏は従来の一覧に対して、直轄検地と大名検地を混同していること、出典が無いこと、検地の内容が記されていないことを問題として挙げ、「太閤検地が如何なる過程を経て全国的に施行されていったか」を検討目的として、天正一〇年～慶長三年の検地を、A・豊臣政権が奉行を派遣して実施した検地、B・豊臣政権の検地奉行が自領に行なった検地、C・外様大名が独自方式で行なった検地の三種に分類して一覧にした（以下、速水表と略記）。その後、A型の直轄検地を一国検地（A―a）と外様大名領検地（A―b）に分けるべきとする斉藤司氏や本多隆成氏からの提案がなされているが、[3] 検地一覧表としては基本的にこの速水表が現在でも研究の到達点となっている。たとえば一九九三年に発表された秋澤繁氏の「太閤検地」は、天正年間の豊臣政権の検地の変化の過程を追うとともに、各地の検地状況からみて地域ごとにまとまった検地命令が出されていたと想定、それによって石高制の導入が進むとともに全国の御前帳徴収に至ったことを明らかにした画期的論考であるが、その秋澤氏も速水表の更新の必要性を感じながらもそれに代わる網羅的検地一覧を作ることはせず、確実な検地を取り上げて政治史的に検討するという手法を用いている。[4]

このように速水表は研究史上大きな意義を持っているが、速水表の発表以後も各地の自治体史の刊行や大名領国ごとの個別研究が積み重ねられたことで、速水表に無い検地が発見されるとともに、既存の情報にも修正の必要性が出

ており、新たな検地一覧を作成すべき状況が来ている。そこで本稿では、これまで先行研究が蓄積してきた成果に学びながら、現段階での豊臣期検地の一覧表を提示し利用に供することとしたい。

本一覧表の視角

速水表の視角にならい、今回の一覧表（表A）も記載内容の充実をはかり、より詳細な情報の提供を目指したい。その視角は以下の通りである。

まず、収集の対象を、天正一〇（一五八二）年から慶長五（一六〇〇）年までとする。高柳表や速水表が慶長三年を下限としたのは、豊臣期の検地を秀吉の人格と強く結びつける当時の研究段階に規定されたためであろう。本稿は大名が独自に実施した検地も重視し、少なくとも関ヶ原の戦い後に大規模な国替が行なわれる慶長五年までは連続して捕捉範囲としておきたい。なお検地の事例が主であるが、指出のみ行なった場合も含めている。

検地の実施期間と実施地域は、期間は年単位のみならず月単位、地域は国単位ではなく郡単位（あるいは村単位）で、判明する範囲で明確化する。実施時期を月単位にするのは、検地が実際にはどの時期に行なわれるのかといった検地の実態論のための情報と、どういった契機で検地が行なわれるのかという政治史的検討に適する情報を提供することが目的である。地域については、豊臣政権がすべての検地を直接統轄して毎回一国単位で行なっていたかのような誤解を防ぎ、領主単位、あるいはその領主の領地の一部のみといった検地の施行範囲を明確化することを目的としており、逆に一国単位で行なわれた直轄検地を一国検地と明記することで強調する意味も持っている。また、検地奉

行（検地を統括）・検地役人（実際に検地作業に従事）も判明する限り調べて掲載することで（多すぎる場合は省略）、検地の実施者に関する情報を提供できるようにする。

検地の基礎情報についても、面積の表記方法、斗代、名請人の表記などをそれぞれ個別に提示する。豊臣政権の方式（畝歩制、石高制、高斗代）の広がり方を可視的に示すとともに、それに包摂されない地域を示すことにもなろう。名請人は無姓の百姓を登録する検地帳がほとんどであるが、たまに給人が名請している場合があり、分付記載がある検地帳もあるため、欄を設けた。

備考欄には検地の命令者・実施者を判明する範囲で示したほか、検地に至る経緯、その他の特徴などを記した。命令・実施者を示したのは、速水表におけるA～Cの類型に対応する情報が必要であることと、先に紹介した秋澤氏の研究などによって、大名が自領に実施した検地の中に豊臣政権の命令に基づくものがいくつかあることが明らかにされており、それを大名が独断で実施したものと区別する必要があるからである。ただ、これに関しては不明な点が多く、政治史的検討を続けねばならないだろう。

なお、高柳表や速水表は年ごとに実施国をまとめる形式となっていたが、今回は国ごとに年代順にまとめる形式としている。これは、その国に複数回検地が実施されている場合に、方式がどのように変遷していくのかを示すためである。こうした方針を採っているため、豊臣政権に服属していない大名が独自に検地を行なった事例も拾っており（後北条氏や毛利氏など）、その情報は豊臣期以前と以後の比較の参考になると思われる。

ただやはり、全体的な実施動向を把握するには高柳表や速水表の表記方式が適している。そこで、それに準じた表を表Bとして作成した。検地の分類は速水表とは変え、（1）豊臣直轄検地（直轄領、大名領ともに）、（2）取立大名

検地（政権からの命令の有無を問わず）、（3）外様大名検地（同上）の三つとした。これは、検地奉行未経験の取立大名や豊臣一族による検地があることと、検地奉行経験者が自領に独自事情で行なった検地を豊臣政権全体の検地に埋没させないためである。取立大名と外様大名の区分は本能寺の変時点で大名であったか否かを基準としたが、厳密な基準にはしておらず、たとえば小早川秀秋は小早川隆景の養子であるため外様大名とすべきところを、秀秋と豊臣政権との関係や、検地奉行山口宗長が豊臣政権の検地奉行経験者であることもあって取立大名側に分類した。また、（2）（3）型検地の実施に際して豊臣政権からの命令があったか否かを記すことも考えたが、前述のように不明な点が多いため断念した。以上、表Bの分類はあくまで傾向を見るためのものとして、詳細は表Aのほうを見ていただきたい。

こうした検地一覧表は、豊臣政権論のみならず、土地政策研究全体に役立つものと信じるが、掲載した検地情報の誤りや洩れたものもあるであろう。今回は文面を確認できなかった検地帳もたくさんある。今回の一覧表（表A）は、今後より完全に近い一覧表を作成するためのたたき台として公表しておくこととする。

文禄・慶長期直轄検地の契機

豊臣政権の検地は天正・文禄・慶長の各年代に行なわれ、そのうち天正年間については秋澤氏により政治史的検討が加えられたことは先述の通りである。その後の文禄・慶長年間の検地はしばしば文禄検地や慶長検地と呼ばれ、充実した一国規模の直轄検地（摂津・河内・和泉・大和・播磨・伊勢・越前など）や、外様大名領への直轄検地（上杉・佐竹・島津領など）が実施されたこと、それに検地条目が整備されてくることから、質的に深化したとされる。それ

表Ｂ　豊臣期検地年代別実施地域一覧

実施年	（1）直轄検地	（2）取立大名検地	（3）外様大名検地
天正10年(1582)	山城、播磨		能登、近江
天正11年(1583)	近江、山城、摂津、河内	若狭	尾張、伊勢、伊賀、能登、越中、加賀、石見、周防、阿波
天正12年(1584)	近江、山城、河内	播磨	越後、美濃、加賀、越前
天正13年(1585)	山城、大和、河内	和泉、紀伊、淡路、阿波	武蔵、越中、備後
天正14年(1586)	山城		上野、下総、尾張、伊勢、伊賀、能登、伊予
天正15年(1587)	山城、丹波、伊予	大和、紀伊、伊予、豊前	武蔵、越後、信濃、美作、長門、土佐、筑前、肥後、壱岐
天正16年(1588)	紀伊、伊予、肥後	若狭	武蔵、志摩、備前、周防、土佐、筑前、肥前
天正17年(1589)	美濃、山城	伊勢、肥後、阿波	信濃、甲斐、駿河、遠江、三河、能登、備前、出雲、土佐、豊後？
天正18年(1590)	陸奥、出羽、武蔵、相模、安房、三河、近江、讃岐	信濃、甲斐、駿河、三河、紀伊、阿波	上野、下総、武蔵、相模、伊豆、越後、信濃、遠江、伯耆、石見、備中、備後、安芸、土佐、豊後？、筑後
天正19年(1591)	陸奥、常陸、近江、摂津、和泉	信濃、甲斐、遠江、加賀、紀伊、伊予、肥後	常陸、下野、上野、上総、下総、武蔵、相模、信濃、能登、越中、大和、土佐、豊後
天正20年(1592)	近江、山城、日向、大隅、薩摩	三河、尾張	上総、下総、武蔵、相模、佐渡、信濃、能登、越中
文禄２年(1593)	尾張、豊後、肥前、日向、薩摩	遠江、大和、阿波、肥後	上野、上総、武蔵、相模、日向
文禄３年(1594)	陸奥、常陸、尾張、伊勢、志摩、伊賀、美濃、丹波、摂津、河内、和泉、日向、大隅、薩摩	陸奥、出羽、甲斐、若狭、但馬、伊予、豊後	陸奥、常陸、下野、上総、下総、武蔵、相模、伊豆、信濃、播磨、備前、美作、備中
文禄４年(1595)	下野、常陸、越後、信濃、大和、播磨、日向、大隅、薩摩	信濃、遠江、筑前、筑後、肥前、肥後	陸奥、出羽、常陸、下野、上総、武蔵、伊豆、越後、信濃、越中、出雲、土佐
文禄５年(1596)	近江、和泉、肥後	甲斐、丹波、肥後	陸奥、上野、下総、伊豆、越後、越中、土佐
慶長２年(1597)	安房	遠江、丹波、讃岐、豊後、肥後	常陸、上野、上総、下総、武蔵、伊豆、越後、越中、山城、伯耆、出雲、石見、備中、備後、安芸、周防、長門、土佐
慶長３年(1598)	信濃、加賀、越前	越後、信濃、豊後	上野、上総、武蔵、伊豆、越後、越中、加賀、近江、伯耆、出雲、石見、備中、備後、安芸、周防、長門、土佐
慶長４年(1599)		駿河、遠江、讃岐、豊後、肥後	上総、下総、武蔵、石見、隠岐、肥前
慶長５年(1600)		越後、遠江、肥後	武蔵、越後、佐渡、信濃、備中、肥後

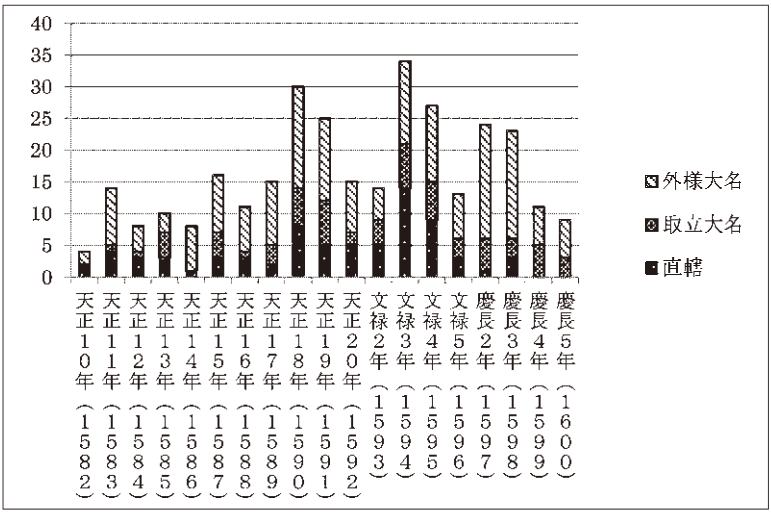
に加え、天正年間は石高把握のためにとりあえず大名独自方式の検地や机上の処理で済ませていた国でも、文禄・慶長検地では豊臣政権と類似の方式に近づいていくなど（慶長年間に三〇〇歩一反制・畝制を採用した毛利領など。表A参照）、豊臣政権が直轄していない検地にも影響が及んでいくことも特徴である。

その一方、文禄・慶長期にも独自方式（あるいは従来の方式）を用いる大名が多いことも表Aからわかる。例えば伊達領では奥羽再仕置では石高制の検地条目が出されているが、文禄年間の独自検地では貫高制であり、あたかも豊臣方式を否定しているかのようである。分米の無い検地帳を作成したり一部で永高（永楽銭基準の貫高制）を採用したりする徳川領、大半小制や一律斗代を採用する前田領も独自性が強い。上杉領などは、豊臣政権の直轄検地を受け、その影響を大きく受けながらも、直後の河村検地で独自方式の検地帳を作成している。ちなみに同じ上杉領でも佐渡国では最後まで苅高を用い、越後や会津との統一がなされなかった。西国では長宗我部領で地高制を用い続けており、先に豊臣方式に近づいた例で紹介した毛利領も実は石高・貫高の併用制となっている。こうした国持ちクラスの大名のみならず、信濃国では真田・仙石など比較的小規模の大名も文禄年間に貫高制を採用しているから、領地の大・小や豊臣取立・外様といった条件とは無関係に独自方式が採用されていた。かつての研究では豊臣方式を採用しない大名を後進的とみたり、大名の独立的地位を強調したりされてきたが、近年は近世にも続いていく多様なあり方として捉えるようになっている。(5)

ところで、文禄・慶長年間は検地条目などの整備だけではなく、実施国数の多さも特徴とされている。表Bから実施国数に注目してグラフ化すると表Cのようになる。この表は指出・検地を区別しておらず、国全体の検地と部分検地が混在しており、また徳川氏や毛利氏などの大大名の検地が実施された年は件数が増加してしまうなど、厳密なデー

タにはなりえないが、実施傾向は把握できよう。これを見ると、天正一八・一九年の関東・奥羽服属と御前帳提出にともなうピークののち、文禄三・四年、慶長二・三年にも大きなピークが来ていることから、天正年間の検地の後に、再度文禄・慶長年間に検地を実施した地域が多かったことが一目瞭然である。また、豊臣政権の奉行が行なう直轄検地が文禄年間に多くなる傾向も見ることができる。

では、こうした文禄・慶長年間の検地、とくに豊臣政権の奉行が直轄して行なったものはいかなる目的で行なわれたのか。このうち文禄検地について、通説では、この時期が朝鮮侵略（文禄の役・慶長の役）の合間にあたることから、第二次出兵への基盤整備、あるいは豊臣奉行が直轄した外様大名領検地の場合は大名権力の確立策と捉えてきた。それに対して中野等氏は、結果として決裂して慶長の役に至るとはいえ検地実施当時はまだ講和交渉の最中であったことを指摘し、関白豊臣秀次と太閤秀吉の対抗関係を軸に、豊臣政権による大名領主権への介入と秀次の内治権の否定としてこの時期の検地を捉えた(6)。また、文禄二年の豊後国検地



表C　豊臣期検地実施国数表

を侵略のための兵站基地整備とみる説に対しては、田畠の荒廃が広汎に見られることから、農村復興の前提としての土地把握と位置づけた[7]。

中野氏の視角は、検地と当時の政治状況を組み合わせて考えるものである。すべての検地に触れることはできないが、中野氏の視角に学びながら、文禄・慶長期の直轄検地のうちいくつかを政治史的に検討してみたい。

この時期の直轄検地といえば、幾度か触れたように蔵入地と小大名領が含まれる国への一国検地や、外様大名領への直轄検地が有名であるが、一国検地のほうの実施の契機に議論があることは右にみた通りである。ここでは一国検地の一例として、文禄三(一五九四)年伊勢国検地に注目したい。この検地の概要は表Aに示した通りだが、その意義について大石学氏は、①中央から派遣された検地奉行が個別領主支配を超えて一国検地を実施したこと、②検地の結果が領主単位ではなく国郡単位で集計されたこと、③検地の成果をもとに知行割・知行宛行がなされたことを挙げ、これを通して国家権力(公権力・中央権力)が地域に直接関係を結ぶ契機になったとしている[8]。ではこの伊勢国検地はどういった契機で実施されるに至ったのだろうか。

まず思い浮かぶのは、伊勢国検地(文禄三年七〜九月)とほぼ同時期に、豊臣政権のお膝元ともいうべき摂津・河内・和泉の三ヶ国で一国検地が行なわれていることである(同年八〜一二月)。どちらも豊臣奉行による直轄・一国検地であり、検地条目の条文もほぼ同様であることからすれば、連動していてもおかしくはない。ただ、現在判明する検地条目は伊勢が六月付、和泉が八月付であり、検地奉行も摂河泉の三国では共通する者が多い(宮城豊盛・浅野長吉・船越景直等)ことに比べ、伊勢はまったく重ならない。検地奉行の人選自体、摂河泉は前々から検地を手がけてきた熟練の奉行が多いのに対して、伊勢の奉行は検地奉行未経験者が多く、半数は伊勢国内に領地を持つことを理由

に奉行に任命されたとみられる（ただし自領への検地のためではない）。このように見ると、時期と検地条目の内容の一致をもとに伊勢国検地と摂河泉検地を結びつけるのではなく、実施の契機は別とみたほうがいいだろう。

そこで注目されるのは、この伊勢国の北部に豊臣秀次領が存在することである。同じ秀次領の隣国尾張には前年末から秀吉・秀次双方の奉行による検地が行なわれており、これは秀吉と秀次の関係が悪化してくる時期における秀次領への直接介入としてよく知られている。伊勢国検地後に秀吉は多くの大名に領地を配分したが、大石氏がまとめた表を参照すると、その中には秀次領とみられる朝明・員弁・三重の各郡の土地も見られ、しかも秀吉からそこを宛行われた者には、徳川家康らの他に秀次の付家老である田中吉政も含まれている。これは秀吉による秀次領への介入を示す事態といっていいだろう。尾張国検地と伊勢国検地の検地奉行は全く異なり、また尾張国検地に関する史料に伊勢のことがまったく出てこないから、両検地を一貫して企画されたものと捉えることは適切ではないが、少なくとも伊勢国検地の実施目的・契機として秀吉による秀次領への直接的介入・再編をみることは可能なのではないだろうか。

次に、慶長三（一五九八）年の越後・信濃・加賀・越前各国での一国もしくは部分検地に注目したい。この時期、宇都宮国綱の改易（慶長二年一〇月）、蒲生秀行の下野転封（慶長三年三月）、上杉景勝の会津転封（同月）、越後・北信濃の一時的直轄化、堀秀治・溝口秀勝・村上頼勝の越後転封（同年五月）、田丸直昌・関一政の信濃川中島転封（同年八月）、丹羽長重の小松加増（同年四月）、小早川秀秋の越前転封（同年七月以後）が行なわれ、それにともなって各国で検地が計画・実施された。このうち蒲生・上杉・堀・溝口・村上・田丸・関各氏の転封計画は若干の曲折はあるが慶長三年正月段階で決まっており、秀吉は越後・川中島・越前・加賀二郡の各地に対して、増田長盛・石田三成・長束正家らによる検地を実施してから新領主に渡すことを転封計画決定と同事に指示している。(9)

ここから、晩年の秀吉は、直轄検地を経てから領地を渡す（あるいは蔵入地化する）志向を持っていたことが読み取れよう。その直接の目的は、旧領主の把握していた高ではなく自己の方式によって石高を調べ、宛行い高を決めることにあったとみられる。これは慶長三年に限ったことではなく、文禄二年に波多親改易にともなって長束正家・山中長俊による肥前国松浦郡の直轄検地が計画されているのも同様とみられ、同年の豊後国検地もまた、大友吉統改易とその遺領の豊臣取立大名領化や蔵入地化が契機であった。さらに言えば、天正年間の検地も領主の移動が鍵となっている場合が少なからずあり、新支配地に大名が赴任してすぐに実施した新入部検地が多くみられる（天正一八年の徳川家康転封にともなう関東・甲斐・信濃・駿河・三河の検地など）。天正年間は、検地未実施のまま大名石高を決めて宛行ったり、大名自身による土地調査の結果を政権に申告させて宛行高を決めたりした場合が多かったものと思われる。後者の場合政権は大名指出に依拠して石高を把握することになるが、文禄・慶長期になると、大名からの指出よりも、直轄検地による石高把握を行なった上で領地を宛行う方式を重視する傾向が強まったのだろう。

やや話が逸れたが、文禄・慶長期の直轄検地には、収入増加や大名支援・所領関係再編のためにあらかじめ計画されて実施されたものばかりではなく、右に見たように大名の移動という偶発的要素によって実施されたものも少なからずあった。天正期の検地は、大名石高を把握し御前帳を作成する目的のもとに、直轄検地を行なったり服属大名や新入部大名に検地を実施させたりという形である程度計画的になされていったが、文禄・慶長期の場合は、直轄検地が増えたものの、必ずしも全国に計画的に実施されたわけではなかったといえるだろう。

なお、越後国での直轄検地は結局行なわれなかった。代わりに新領主の堀・溝口各氏（おそらく村上氏も）がそれぞれ自領に検地を行なっている。小村弐氏によれば、秀吉が堀秀治に検地を前提として上杉氏時代の一割半増しの石

高を宛がったので、秀治はその表高に内高を合わせるべく検地を実施した[10]。ただしその方式は同年の越前国検地とは異なっているから（大半小制、三六〇歩一反制の採用など）、豊臣政権の直轄検地を代行したというよりは、堀・溝口氏独自方式の代替わり（新入部）検地とみたほうがよかろう。豊臣政権は検地による石高の把握と収入の増加を望み、大名にもその実施を奨励していたが、最終段階といわれる慶長三年、しかも豊臣取立大名領の検地であっても、実施方式までは強制することは無かったのである。

余談だが、正月時点では越前・加賀の検地は雪解け次第に長束正家らに行なわせる予定であったが、実際には六・七月の実施となった。慶長三年越前国検地は秀吉最後の直轄検地としてよく知られているが、もし計画通りに実施されていれば、信濃国川中島検地が最後の検地だっただろう（現在確認できる川中島の検地帳は慶長三年七月九日・一三日付。ただし川中島検地も本来七月以前の実施予定だった可能性は否定できない）。

さらに付言しておけば、この越前国検地の時期の変転は、検地が実施される季節の問題にも見通しを与えてくれる。かつて豊臣政権の検地は田畠の生産力を把握したものと言われてきた。もし田の生産力を正確に把握するならば、ある程度稲が育った状態で検地を行なうべきであろう。ところが秀吉は雪解けと同時に検地を行なわせようとしていたのであり、さらにはその計画も覆ったのである。したがって、豊臣政権にとって検地を実施する時期は、政治的事情が最優先であり、生産力の測定はほとんど考慮に入っていなかったと考えられよう。こうした豊臣政権の方針は、たとえば長宗我部氏が四〜九月の農繁期を避ける傾向があったこととはまた異なる志向であるともいえ、今後さまざまな事例から検討していくべきと思われる。

おわりに

以上、本稿で掲載した一覧表（表A）の概要を説明するとともに、そこから読み取れることを若干指摘した。今回は直轄検地に注目したが、徳川領における家臣検地の多さなど、注目すべき事例はまだまだ数多い。表のデータもまだ充実させる必要がある。今後も情報の収集に努め、一覧表の改訂を期したい。

注

（1）高柳光寿「豊臣秀吉の検地」（国史研究会編『岩波講座日本歴史』岩波書店、一九三五年）。

（2）速水佐恵子「太閤検地の実施過程」『地方史研究』六五、一九六三年。

（3）斉藤司「文禄期『太閤検地』に関する一考察」『関東近世史研究』一九、一九八五年。本多隆成『近世初期社会の基礎構造』吉川弘文館、一九八九年。

（4）秋澤繁「太閤検地」（朝尾直弘等編『岩波講座日本通史』近世1、岩波書店、一九九三年）。

（5）最近のものでは牧原成征「兵農分離と石高制」（大津透等編『岩波講座日本歴史』近世1、岩波書店、二〇一四年）。

（6）中野等「文禄・慶長期の豊臣政権」『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』校倉書房、一九九六年。なお、秀次との関係を重視する中野説とは視点が異なるが、文禄三年の摂河泉検地や翌年の播磨国検地について、伏見・大坂の機能強化に伴う大名への領地配分のためのものと曽根勇二氏が指摘している（曽根勇二「秀吉と大名・直臣の主従関係について」山本博文・堀新・曽根勇二編『豊臣政権の正体』柏書房、二〇一四年）。

（7）中野等「豊臣大名」大友氏と吉統除国後の豊後」前掲注(6)中野著書。

（8）表Aで参考に掲げた大石氏の各論文、および大石学「統一政権の成立と地域――伊勢国三重・鈴鹿郡境地域を例に――」『日本歴史』五三四、一九九二年。

（9）越後国への方針は、大名領化（正月中旬）→蔵入地化（正月下旬）→再度大名領化（四月）と変化した。慶長三年の国割・検地の典拠は、上野市古文献刊行会編『宗国史』上、同朋舎出版部、一九七九年、四二八―四三〇頁。

（10）小村弋『幕藩制成立史の基礎的研究』吉川弘文館、一九八三年。

［付記］本研究は、日本学術振興会（ＪＳＰＳ）科学研究費補助金若手Ｂ（課題番号２４７２０２８６）の助成を受けたものである。

表Ａ　豊臣期検地国別一覧

年	期　間	実施国	実施範囲	検地奉行・役人	地積表示	斗　　代	名請記載	備　　考	典　　拠
天正 18	8～11 月	陸奥国	一国（伊達・南部領以外）	浅野長吉、石田三成、細川忠興、青木一矩、片桐貞隆、竹中隆重、渡瀬繁詮、細野光房、長野信勝（織田信包家臣）、青山忠元、寺内織部（石田家臣）、牛丸兵左衛門（佐竹家臣）	半 畝歩	検地条目：上田 200 文・中田 180 文・下田 150 文、上畠 100 文・中畠 80 文・下畠 50 文 相馬領目録：上田 1 石・中田 9 斗・下田 7 斗 5 升、上畠 5 斗・中畠 4 斗・下畠 2 斗 5 升	無姓	奥羽仕置 貫高で行なった検地の結果を目録では石高に換算か 検地反対一揆により打出分を撤回する地域も 田村領では検地を省略して机上で処理	小林清治『奥羽仕置の構造』（吉川弘文館、2003 年）
天正 19	9 月	陸奥国	伊達領	豊臣秀次、徳川家康、阿部善八郎（徳川家臣）、松川金衛門（徳川家臣）、片桐橘左衛門、新兵衛	畝歩	検地条目：上田 1 石 5 斗の 2 斗下り、上畠 1 石の 2 斗 5 升下り屋敷 1 石	無姓 給人名請も	奥羽再仕置	小林清治『奥羽仕置の構造』
文禄 3	5～8 月	陸奥国	蒲生領	蒲生主計助、蒲生左兵衛、蒲生彦太夫、永原総右衛門尉、久須九兵衛、上坂弾丞	畝歩	上田 200 文 分米の無い帳も	無姓	蒲生氏郷検地 家数記載あり	『福島県史』10 上・下
文禄 3	10～12 月	陸奥国	佐竹領	石田三成、佐竹義宣	畝歩 間数表示	上田 1 石 3 斗の 2 斗下り	無姓	豊臣・佐竹共同による佐竹義宣領検地 翌年 6 月に領地朱印状 7～8 月に家臣知行割	『茨城県史』近世編
文禄 4 文禄 5	1～2 月・6 月 1～2 月	陸奥国	伊達領		畝歩	上田 120 文の 20 文下り、上畠 60 文の 20 文下り	有姓（肩書）	伊達政宗検地	『宮城県史』 2
文禄 4	10～11 月	陸奥国	岩城領（岩崎郡）	佐竹義憲、高野九右衛門	畝歩 間数表示	上田 1 石 3 斗、上畠 1 石 分米の無い帳も	無姓 分付記載	佐竹義宣による岩城領検地 11 月 9 日付で検地目録と小物成目録	門前博之「磐城平内藤藩領における検地と村落構成」（明治大学内藤家文書研究会編『譜代藩の研究』八木書店、1972 年）
天正 18	8～9 月	出羽国	一国（伊達・最上領以外）	大谷吉継、色部長真（上杉家臣）		検地条目：上田 200 文・中田 180 文・下田 150 文、上畠 100 文・中畠 80 文・下畠 50 文 仙北検地目録：上田 1 石 2 斗の 2 斗下り、中畠 1 石の 2 斗下り		奥羽仕置 貫高で行なった検地の結果を目録では石高に換算か（検地条目での比率と対応せず）	小林清治『奥羽仕置の構造』
文禄 3	5～8 月	出羽国	蒲生領	河井二郎左衛門、森権六、速水勝左衛門、原加左衛門	畝歩	下田 1 石 1 斗、中畠 7 斗 5 升・下畠 5 斗、屋敷 1 石 分米の無い帳も	無姓	蒲生氏郷検地 家数記載あり	『山形県史』通史編近世上
文禄 4	1 月	出羽国	上杉領（櫛引郡）	立岩喜兵衛				上杉景勝検地 直江兼続書状に「雪で遅れている」との記載があり、前年から続行	「志賀槇太槇氏所蔵文書」『山形県史』古代中世史料 1、169 P 『新潟県史』通史編 3 小村弐『幕藩制成立史の基礎的研究』（吉川弘文館、1983 年）
天正 19	5 月？	常陸国	石塚氏知行分					佐竹義宣検地 知行割の前提？ 「石塚拘之儀、致検地如近年石塚江年具相澄可申事」との義重の指示	市村高男「戦国末～豊臣期における検地と知行制」（本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、1999 年） 栗原亮『近世村落の成立と検地・入会地』（岩田書院、2013 年）

豊臣期検地一覧（稿）

天正 19	9 月以後	常陸国	佐竹領（江戸・太田）	石田三成				豊臣奉行による佐竹義宣領検地 実施の有無は不明 借金返済のための年貢増収策 義宣が和田昭為に「石田殿之衆を以、なわうちをさせられ可被下候」と述べる	市村高男「戦国末〜豊臣期における検地と知行制」 栗原亮『近世村落の成立と検地・入会地』
文禄 3	10〜12 月	常陸国	佐竹領	石田三成、増田長盛、佐竹義宣 佐竹家臣：牛丸兵左衛門、立又左衛門、高野九右衛門 石田家臣：藤林三右衛門尉、山田勘十郎、大島助兵衛 増田家臣：村井勝右衛門、菅沼彦左衛門、佐治彦右衛門 不明：宮次兵衛	畝歩 間数表示	上田 1 石 3 斗の 2 斗下り、上畠 1 石の 2 斗下りで下々畠は 3 斗（一部 4 斗）、屋敷 1 石の 2 斗下り、一部下々田（6 or 7 斗）、山畠（3 斗）あり	無姓 一部有姓 （肩書） 一部分付記載	豊臣・佐竹共同による佐竹義宣領検地 翌年 6 月に領地朱印状、7〜8 月に家臣知行割 久慈郡は増田長盛、久慈郡・那珂郡・茨城郡は石田三成か 慶長 3 年の検地帳は文禄の誤写か	『茨城県史』近世編 栗原亮『近世村落の成立と検地・入会地』 山田哲好「常陸国における太閤検地の施行過程」（『立正史学』43、1978 年） 斉藤司「文禄期『太閤検地』に関する一考察」（『関東近世史研究』19、1985 年）
文禄 3 文禄 4	11〜12 月 2〜4 月	常陸国	結城領	大久保長安、田辺十右衛門、青木勘右衛門	畝歩		無姓 分付記載	徳川奉行による結城秀康領検地 文禄 5 年 1・3・12 月に知行割？	『茨城県史』近世編 栗原亮『近世村落の成立と検地・入会地』 山田哲好「常陸国における太閤検地の施行過程」
慶長 2	4 月	常陸国	佐竹領（真壁郡麦田）	大縄与一左衛門、林覚右衛門、賀藤源六郎、根元□□、鳴根源之丞				佐竹義宣検地 同年の田麦徴収令に対応した調査	斎藤司「田麦徴収令について」（『立正史学』54、1983 年） 「佐竹家蔵古文書」東大史料編纂所謄写本
天正 18		下野国	大関領					寛永 19 年の分限帳に「天正拾八壬寅年太閤倹地帳ニ有之名前方」と記載あり、同年は庚寅であるため疑問	『栃木県史』通史編 4 近世 1
天正 19	1 月	下野国	足利荘八幡宮領		大半小			300 歩 1 反	『栃木県史』通史編 4 近世 1
文禄 3	10 月	下野国	佐竹領	石田三成、佐竹義宣	畝歩 間数表示	上田 1 石 3 斗の 2 斗下り	無姓	豊臣・佐竹共同による佐竹義宣領検地 翌年 6 月に領地朱印状 7〜8 月に家臣知行割	『茨城県史』近世編 『栃木県史』通史編 4 近世 1
文禄 4	4 月	下野国	結城領（結城本郷）	青木勘左衛門、堀田長六、山田弥佐、賀藤喜右衛門	畝歩	上畑 1 石 1 斗・中畑 8 斗・下畑 3 斗	分付記載 武士的存在も名請	徳川奉行による結城秀康領検地 「下野国」とあるが正しくは下総国	乙竹孝文「北関東における近世初期検地について」（『駒沢史学』29、1982 年）
文禄 4	8〜11 月	下野国	宇都宮領	浅野長吉、宇都宮国綱、芳賀高武 浅野家臣：柘植市左衛門、井口忠兵衛尉 宇都宮家臣：芳賀駿河守、大宮久右衛門、横田九右衛門、菅股彦兵衛、玉生権太夫、北条宗左衛門、田辺又左衛門、野中伊予守、矢木沢大膳亮 芳賀家臣：大塚左馬之介、小曽根大学、保坂大炊介、赤堘兵庫亮、庭林内膳亮、平野与吉	畝歩	河内郡下岡本村：上上田 1 石 2 斗の 2 斗下り（下々田 2 斗）、上々畑 5 斗・上畑 4 斗 5 升・中畑 2 斗・下畑 2 斗・下々畑 1 斗その他、斗代はバラバラ（上田 1 石 3 斗や上々田 9 斗 5 升など）	無姓	豊臣・宇都宮・芳賀共同による宇都宮国綱領検地 芳賀高武が関わるのは芳賀領のみか	江田郁夫『戦国大名宇都宮氏と家中』（岩田書院、2014 年）

天正 14	10 月	上野国	北条氏邦領（北谷之郷）		大半小歩	田 500 文、畠 165 文（田 300 文の村も）	検地書出	北条氏邦検地 北条宗家による新田領検地も同年にあり、それと同基準	則竹雄一『戦国大名領国の権力構造』（吉川弘文館、2005 年）
天正 18	8 月	上野国	真田領	唐沢市右衛門尉、伊藤外記、小林文右衛門尉、井上小兵衛、山口与三左衛門尉、戸部左馬允		貫高のみで地積無し、名寄方式	有姓	真田昌幸検地 検地の出目は家臣に安堵	『群馬県史』通史編 4 近世 1
天正 19	1 ～ 4 月	上野国	榊原領	小栗加兵衛、河上庄蔵、都筑弥五左衛門ほか 4 人	大半小	分米無し	分付記載	榊原康政検地 300 歩 1 反、間竿 6 尺 5 寸、検地帳 9 冊あり	『群馬県史』通史編 4 近世 1
天正 19		上野国	芦田領（藤岡）					芦田康真検地	和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』（文献出版、1995 年）139 P
天正 19		上野国	菅沼領（吉井）			中田 1 石 2 斗の 1 斗下り、上畑 1 石 3 斗の 1 斗下り、屋敷 1 石 4 斗	分付記載	菅沼定利検地 翌年の「寄帳」あり	和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』139 P
文禄 2	10 月	上野国	真田領	矢澤頼綱	蒔高	蒔高、分銭あり	有姓 小作が記される場合も	真田昌幸検地 帳末に矢沢薩摩守頼綱の署名と小林久右衛門尉殿の宛所あり	『群馬県史』通史編 4 近世 1 「下河田検地帳」東大史料編纂所蔵写真帳
文禄 3	8 月	上野国	長楽寺領（新田郡世良田村）	周菊	畝歩	分米無し、末尾で集計 上田 1 石 1 斗の 3 斗下り、中畠 8 斗・下畠 4 斗	分付記載	長楽寺領 「是ハ先縄之覚の分也」との記載あり	『群馬県史』通史編 4 近世 1
文禄 5	4 月	上野国	井伊領					井伊直政検地 12 万貫の有無を調べるのみで年貢諸役・田畠入組はそのままという	『群馬県史』通史編 4 近世 1
慶長元	11 月	上野国	群馬郡上八木村	中河甚四郎、山本庄太夫、筧式部、鈴木大学		分米無し	無姓 名寄形式？	「田畑切開帳」	『群馬県史』資料編近世 2
慶長 2	1 月	上野国	牧野領	埴十兵衛、波多兵衛ほか 6 名	畝歩	分米無し	無姓 分付記載	牧野康成検地	『群馬県史』通史編 4 近世 1
慶長 3	4 月	上野国	山中領	伊奈忠次、袴田七右衛門、新井忠右衛門、内藤清右衛門、井出金平、（筆）鹿戸惣右衛門	貫高	貫高、上段に前回、下段に打出し分		徳川家康検地	『群馬県史』通史編 4 近世 1
慶長 3		上野国	本多領					本多康重検地	和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』139 P
慶長 3	3 ～ 6 月	上野国	桐生領	大久保長安 大久保手代：大野八右衛門、初鹿嘉右衛門、奥付には角田将監、玉勢儀右衛門、鳥居加左衛門、案内松島式部、孫左衛門あり	貫高	分米の代わりに桑漆のある帳も		徳川家康検地 村々の検地結果の目録 慶長 5 年の沢入村検地帳は 3 年の誤写か（和泉著書 792 P）	『群馬県史』通史編 4 近世 1 和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』797 P
天正 19 天正 20	1 ～閏 1 月・7 ～ 9 月 10 ～ 11 月	上総国	徳川領	大久保長安、伊奈忠次 大久保手代：竹川監物、小宮山八左衛門、山下弥兵衛、三神惣左衛門 伊奈手代：中野七蔵重吉	大半小→畝歩		無姓 分付記載	徳川家康検地 西上総→東上総へと実施地域が広がる 城主級の家臣領（本多忠勝など）を除く	『千葉県の歴史』通史編近世 1 川名登『戦国近世変革期の研究』（岩田書院、2010 年）266 P 和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』837 P
天正 19		上総国	内藤領					内藤家長検地	和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』139 P

豊臣期検地一覧（稿）

文禄2 文禄3	3～4月・6月・9月 2～3月・6～9月	上総国	徳川領（東上総）	島田重次、石原昌明、石原茂左衛門、和田喜兵衛、大久保治右衛門、天野弥次右衛門など	畝歩 面積無しも	分米無しがほとんど 文禄3年2～3月の夷隅郡：永高制	無姓 分付記載	徳川家康検地 天正検地未実施地域が対象か	川名登『戦国近世変革期の研究』273P	
文禄4	8月	上総国	徳川領（山辺庄二俣郷）					徳川家康検地	川名登『戦国近世変革期の研究』273P	
慶長2	9～12月	上総国	本多領	多門四郎兵衛、賀藤喜蔵、松井佐七、加藤忠左衛門、渡辺弥次右衛門、山本勘助ら	畝歩 間数表示	分米無し	無姓 給人記載（肩書）	本多忠勝検地	川名登『戦国近世変革期の研究』280P	
慶長3	3月	上総国	夷隅郡南ノ畑中倉村		畝歩	分米無し	無姓 分付記載	本多忠勝検地か	川名登『戦国近世変革期の研究』280P	
慶長4	正月	上総国	夷隅郡能実之郷	渡辺弥	畝歩	分米無し	無姓 分付記載	本多忠勝検地か	川名登『戦国近世変革期の研究』280P	
天正14	11月	下総国	北条領（金野井本郷）		大半小歩	田500文、畠165文（田300文の村も）	検地書出	北条氏直検地 新田検地	則竹雄一『戦国大名領国の権力構造』	
天正18	8月	下総国	古河	田中石見守				未詳	『古河市史』資料編中世、489頁 今野真「太閤検地の土地把握と計算・記述能力（下）」（『織豊期研究』15、2013年） 「喜連川文書」東大史料編纂所蔵マイクロフィルム	
天正19 天正20	閏1～2月・6～12月 3～4月・9月	下総国	徳川領	吉田佐太郎、田辺十郎左衛門、樋口又兵衛 吉田手代：石毛主膳正、渡辺源内、渡辺兵助、清田甚允、津田勘解由、大後清左衛門	大半小→畝歩 間数表示	上田1石5斗の3斗下り、上畠9斗の3斗下り、屋敷1石 貰高もあり 分米無しの帳も	無姓 分付記載 「抱」記載のある帳も	徳川家康検地 西下総→東下総へ 吉田佐太郎ら代官が自身の担当地域に検地した例が多い 大久保長安が統轄か	川名登『戦国近世変革期の研究』288P 和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』838P	
文禄3	6～8月	下総国	武田領	大久保長安 大久保手代：太田宮内丞ら	畝歩	分米無し	無姓 分付記載	徳川奉行（大久保長安）による武田信吉領検地	川名登『戦国近世変革期の研究』288P	
文禄5	6月	下総国	華蔵寺・聯芳庵領					結城秀康領検地 寺社領宛行はこの年正月	乙竹孝文「北関東における近世初期検地について」	
慶長4	4～6月	下総国	鳥居領	鳥居家臣：本田金太夫、高橋五左衛門、和田市兵衛、前田弥太夫、石田市内ら	畝歩	分米無し	無姓 「中間」「小磯内」などあり（肩書）	鳥居元忠検地	川名登『戦国近世変革期の研究』288P	
天正13	9月	武蔵国	北条氏光領（恩田之郷）		大半小歩	田500文、畠165文（田300文の村も）	検地書出	北条氏光検地	則竹雄一『戦国大名領国の権力構造』	
天正15	10月	武蔵国	北条氏光領（符河郷）		大半小歩	田500文、畠165文（田300文の村も）	検地書出	北条氏房検地 隠田摘発のための公事検地	則竹雄一『戦国大名領国の権力構造』	
天正15	11月	武蔵国	北条氏照領（久下之郷）		大半小歩	田500文、畠165文（田300文の村も）	検地書出	北条氏照検地	則竹雄一『戦国大名領国の権力構造』	
天正16	8月	武蔵国	北条氏邦領（荒川之郷）		大半小歩	田500文、畠165文（田300文の村も）	検地書出	北条氏邦検地 耕地開発にともなう新田検地	則竹雄一『戦国大名領国の権力構造』	
天正16	9月	武蔵国	江戸永福寺領		大半小歩	田500文、畠165文（田300文の村も）	検地書出	北条氏直検地	則竹雄一『戦国大名領国の権力構造』	
天正18	8月	武蔵国	八王子領	太田一吉				豊臣奉行による指出 指出の遅延を叱る、府中に持参させる	「土方家文書」『所沢市史』中世史料、151号	

天正 18	9 月	武蔵国	徳川領（多摩郡経久郷）	大久保長安、甲州衆河西孫右衛門				徳川家康検地	『府中市史』上（板橋区史で確認） 中野達哉『近世の検地と地域社会』（吉川弘文館、2005 年）14 P
天正 18		武蔵国	島田領（入間郡坂戸村）					島田伝次兵衛検地	中野達哉『近世の検地と地域社会』18 P（新編武蔵風土記）
天正 19 天正 20	閏 1 ～ 2 月・ 4 ～ 11 月 2 ～ 4 月・ 8 月	武蔵国	徳川領	伊奈忠次、大久保長安 伊奈手代：富田吉右衛門、野田新助、味岡三助、（筆）石河孫助、中野甚助、倉橋文蔵、神田二郎右衛門尉、（筆）村田兵右衛門尉、牛田市平、（筆）井手平蔵ら 大久保手代：大野主水助、田辺十郎右衛門、青柳内匠、橘田又助、角田将監ら	大半小 畝歩 間数表示	分米無し	無姓 分付記載	徳川家康検地 忍城主松平家忠は 18 年 9 月時点で 1 万石を与えられ、検地の結果により領地を調整すると伝えられる 間竿 6 尺 5 寸	中野達哉『近世の検地と地域社会』14 P
文禄 2	3 月	武蔵国	倉橋領					倉橋則房検地	中野達哉『近世の検地と地域社会』28 P
文禄 3 文禄 4	2 ～ 10 月 2 月・ 8 月・ 10 ～ 12 月	武蔵国	徳川領	伊奈忠次、大久保長安、寺田右京泰吉、原田佐左衛門種雄 伊奈手代：内藤左衛門尉、袴田七右衛門尉、（筆）河下平次左衛門、山源右、久無右、井杢右、禰与五右ら 大久保手代：河野惣十郎、太田宮内丞、井上善蔵、居加左衛門、中川謹之助、竹村藤内、小宮山清四郎、矢崎七三右衛門、長崎彦太郎、小宮山八左衛門、久米角弥、内藤右衛門太、竹川監物、駒沢藤三、井口文七、岡部金弥ら	畝歩 永高（秩父郡・児玉郡）	分米無し 永高の場合、上段に指出高・下段に打出分	無姓 分付記載	徳川家康検地 間竿 6 尺 2 分に切り替え	中野達哉『近世の検地と地域社会』28 P 和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』
慶長 2	1 ～ 2 月	武蔵国	徳川領		畝歩	分米無し	無姓 分付記載	徳川家康検地 久良岐郡・入西郡・比企郡など	中野達哉『近世の検地と地域社会』38 P 『新編埼玉県史』通史編 3 近世 1
慶長 2	8 ～ 11 月	武蔵国	徳川領	大久保長安 大久保手代：諸藤兵衛、古屋庄兵衛、玉勢代右衛門、初鹿野加右衛門、松浦彦一郎、内藤左衛門太郎、小宮山清右衛門、山浦五郎七、井上縫右衛門、田辺十右衛門、高野弥五右衛門、植五平次、青木勘右衛門、樋沢作十郎、鳥居加右衛門ら	永高（比企・入間・高麗郡）	分米無し	無姓 分付記載	徳川家康検地	中野達哉『近世の検地と地域社会』44 P

豊臣期検地一覧（続）

慶長3 慶長4	3～6月・8～12月 1月・4月・8～9月	武蔵国	徳川領	伊奈忠次、大久保長安、板倉勝重 伊奈手代：成瀬権助、永田甚右衛門、都筑権兵衛、平岩二蔵、岡田五郎助、岡次助、中根源助、嶋崎二蔵ら 大久保手代：田辺十右衛門、高野弥五右衛門、功刀小平次、竹川監物、玉勢儀右衛門、山内忠右衛門ら 板倉手代：金子孫兵衛、円城寺□、渡辺喜□、綿貫三七、賀茂宮新平	畝歩（豊島郡・比企郡） 永高（多摩郡・豊島郡・秩父郡・児玉郡・高麗郡）	分米無し 永高の場合、上段に文禄検地高・下段に打出分	無姓 分付記載	徳川家康検地	中野達哉『近世の検地と地域社会』38P 和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』 佐藤孝之『近世山村地域史の研究』（吉川弘文館、2013年）
慶長5		武蔵国	足立郡三町面村					酒依喜右衛門検地	中野達哉『近世の検地と地域社会』42P（新編武蔵風土記）
天正19 天正20	1～2月・5月・8月 2～3月・6月	相模国	徳川領	彦坂元正 彦坂手代：清水十右衛門、山中左近、福島右近、大森源次郎、彦坂九兵衛光正	大半小畝歩 屋敷は坪	高座郡田名村：上田1石・中田7斗・下田5斗、上畠7斗の2斗下り、屋敷1石 鎌倉郡柏尾村：上田1石4斗・中田1石1斗・下田5斗、上畑7斗の2斗下り、屋敷1石 分米無しの帳も	無姓	徳川家康検地	和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』839P 『神奈川県史』通史編2近世1
天正19	閏1月	相模国	米倉領（足柄上郡井ノ口村）	米良六郎右衛門	畝歩	分米無し	無姓	米倉信継検地	『新横須賀市史』通史編近世、30P 『神奈川県史』通史編2近世1
天正19	2月	相模国	内藤領（東郡渋谷之庄当麻郷）		畝歩	分米無し	無姓	内藤清成検地	『神奈川県史』通史編2近世1
天正19	1～2月	相模国	大久保領（足柄上・下郡）	飯田仁左衛門、八田才六、(竿)中山助三郎、(竿)滝九蔵、(筆)加藤弾右衛門尉、伊久美平左衛門尉、(竿)和田又十郎、(竿)半田仁右衛門、(筆)大浦采女、黒柳金十郎、近藤孫十郎、河原□	大半小屋敷は坪	分米無し	無姓	大久保忠世検地	『神奈川県史』通史編2近世1
文禄3	7～9月	相模国	徳川領	長谷川長綱、彦坂元正、伊奈忠次 長谷川手代：中島大蔵、曽根勘六、成瀬五郎右衛門、中島新五郎、守屋八兵衛、池田郷右衛門 伊奈手代：冨田吉右衛門、佐野新蔵、平岩二蔵、中野甚助、山本九兵衛	畝歩	分米無し	無姓	徳川家康検地 天正検地の未実施地域が中心（一部再検地）	『神奈川県史』通史編2近世1

天正 18	10〜12 月	伊豆国	徳川領	伊奈忠次 伊奈手代：中野甚助、安武小伝次、磯谷弥十郎、鈴木源八郎、佐野新三、神谷勘右衛門尉、堀内太郎左衛門、平岩二蔵、中弥善十、伊藤小右衛門、渥美与九郎、味岡三助、富田吉蔵、関平三郎、新井善助、伊奈弥平次、小嶋彦十、安間半蔵、村田三右衛門、佐野孫助、芝田右衛門、加藤忠次、鈴木茂兵衛、安間甚太、長坂権右衛門ら	大半小	分米無し	無姓	徳川家康検地 一反 300 歩 間竿 6 尺 5 寸	和泉清司『徳川幕府成立過程の基礎的研究』837 P 『静岡県史』資料編 10 近世二解説 『静岡県史』通史編 3 近世一
文禄 3	2 月	伊豆国	三嶋	伊奈忠次、井出正次				徳川家康検地？（天正 18 年検地の検地帳か（北島説）） 三嶋社領	『静岡県史』資料編 10 近世二解説 北島正元『江戸幕府の権力構造』（岩波書店、1964 年）
文禄 3 文禄 4	7 〜10 月・12 月 2 月	伊豆国	徳川領	彦坂元正 彦坂手代：広瀬又兵衛、安武孫十郎、渡辺弥十郎、後藤右近、金子前三郎、江川民部丞、矢野五郎兵衛、佐野修平、村田二郎左衛門、杉山左近、佐野元来、真田新三、松本織部、市川甚三、白井善兵衛、奈倉甚七郎、怒栗弥平次、鈴木外記、都筑喜左衛門、大場彦太夫ら		分米無し 検地目録：上田 1 石 5 斗〜 1 石 3 斗・中田 1 石 3 斗〜 1 石 2 斗・下田 1 石 1 斗〜 1 石、上畑 8 斗〜 7 斗・中畑 6 斗・下畑 5 斗、屋敷 1 石		徳川家康検地 戸田・石川・内藤領を除く 間竿 6 尺 2 分 12 月 20 日に検地目録発給	『静岡県史』資料編 10 近世二解説 『静岡県史』通史編 3 近世一
文禄 4	8 月	伊豆国	内藤領（中条村）					内藤信成検地	『静岡県史』資料編 10 近世二解説 『静岡県史』通史編 3 近世一
文禄 5	9 月	伊豆国	内藤領（中村）	栗田新七、鳥居弥右、打田半十、中原権十、水野藤太、窪田彦兵衛、槇野助蔵	畝歩、屋敷は坪	分米無し	無姓 文禄 5 年と寛文年間の二段記載	内藤信成検地 写本 検地目録あり	『静岡県史』資料編 10 近世二解説 『静岡県史』通史編 3 近世一 関根省治『近世初期幕領支配の研究』（雄山閣、1992 年）
慶長 2	8 〜10 月	伊豆国	内藤領（韮山周辺）	栗田新七、鳥居弥右、打田半十、中原権十、水野藤太、窪田彦兵衛、槇野助蔵	畝歩、屋敷は坪	分米無し	無姓 給人記載あり	内藤信成検地	『静岡県史』資料編 10 近世二解説 『静岡県史』通史編 3 近世一 関根省治『近世初期幕領支配の研究』
慶長 3	7 月	伊豆国	徳川領	彦坂元正 彦坂手代：山崎喜右衛門、山下弥七郎、新平四郎、栗本、佐藤九右衛門、内田弥之助、山下新八、天野藤兵衛ら		分米無し 検地目録：上田 1 石 5 斗〜 1 石 3 斗・中田 1 石 3 斗〜 1 石 2 斗・下田 1 石 1 斗〜 1 石、上畑 8 斗〜 7 斗・中畑 6 斗・下畑 5 斗、屋敷 1 石		徳川家康検地 戸田・石川・内藤領を除く 7 月 20 日に検地目録発給	『静岡県史』資料編 10 近世二解説 『静岡県史』通史編 3 近世一

豊臣期検地一覧（続）

慶長 3	9～10 月	伊豆国	内藤領（奈古谷村）	栗田新七、鳥居弥右衛門、窪田彦兵衛、槇野助蔵	畝歩、屋敷は坪	分米無し	無姓 分付記載あり 「御大根畠」や番匠も	内藤信成検地	関根省治『近世初期幕領支配の研究』
天正 18	9 月	安房国	里見領	増田長盛				増田長盛による里見義康領指出 一貫＝二石で換算、里見氏は貫高を継続	川名登『戦国近世変革期の研究』 230 P
慶長 2	1～2 月・9～11 月	安房国	里見領	増田長盛 増田家臣：須江金蔵、最勝院、桜井源右衛門、吉田治右衛門、古志喜左衛門、北村権右衛門、篠原金助、南彦右衛門、山中清右衛門、大塚勝作		上田 1 石 3 斗の 2 斗下り、上畠 1 石の 2 斗下り、荒畑 6 斗、屋敷 1 石	有姓の者・給人の名請もあり	増田長盛による里見義康領検地 11 月 13 日に安房四郡の検地目録完成	『千葉県の歴史』通史編近世 1 川名登『戦国近世変革期の研究』 234 P
天正 12		越後国	蒲原郡牛野尾村		文地	貫高のみで地積無し 「○文地　○文そう（増）」の記載形式	無姓	上杉景勝検地？	『新潟県史』通史編 2
天正 15	8 月	越後国	頸城郡経田村		貫高	貫高と俵高並記（俵高は異筆） 1 貫＝ 3 俵、俵は 2 斗入り	無姓	上杉景勝検地？ 表紙（後筆）に「天正拾五年八月経田永付帳」とあり	『新潟県史』通史編 2
天正 18	11 月	越後国	刈羽郡鵜河庄	笠原久家、丸田盛房	反坪	貫高制 反別 170 文		上杉景勝検地？ 八幡社宛の「縄討之一紙」 要検討か（『上越市史』別編 2 、3432 号）	『新潟県史』通史編 2
文禄 4	6～10 月	越後国	上杉領	増田長盛、直江兼続 豊臣側：中山太郎右衛門、丹治作丞、平野長次郎、望月甚兵衛、東清左衛門尉、小森九左衛門尉、駒井藤五郎 上杉側：蔵田清左衛門、上松弥兵衛、甘糟長重、大石元嗣、織田与丞、窪田源右衛門尉	畝歩	上田 1 石 3 斗の 2 斗下り、上畑 1 石の 2 斗下り、屋敷 1 斗	無姓	豊臣・上杉共同による越後・信濃上杉景勝領検地 文禄 3 年 9 月から指出徴収、定納員数目録作成 上杉側は城主が検地を担当か この検地の情報を元に慶長 2 年 11 月に郡絵図を作成	『新潟県史』通史編 2 小村弋『幕藩制成立史の基礎的研究』
文禄 5 慶長 2	10 月 8～9 月	越後国	上杉領	河村彦左衛門	石高	石高のみで地積なし 「本○石　見出○斗」の記載形式	無姓	上杉景勝検地（河村検地） 慶長 2 年 12 月に知行目録発給 大幅な寺社領削減	『新潟県史』通史編 2 小村弋『幕藩制成立史の基礎的研究』
慶長 3	7～9 月	越後国	堀領	木瀬次郎作（堀親良家臣）、杉江佐左衛門（堀親良家臣）、原又吉（落合将監家臣）、山本七蔵（落合将監家臣）、森長兵衛（長瀬小右衛門家臣）、杉原小三郎、榊五郎兵衛、神子田太郎四郎、近藤半之丞、堀掃部助、磯部半右衛門、蒲田作兵衛、堀佐源太、秋野市左衛門、堀田久右衛門、田那戸与左衛門、山川久兵衛（堀直寄家臣）、本部縫殿助（堀直寄家臣）ら	大半小歩間数表示	上田 1 石 5 斗・中田 1 石 3 斗・下田 1 石 2 斗、上畑 7 斗 5 升・中畑 5 斗・下畑 3 斗 7 升 5 合、屋敷 7 斗 5 升 荒田も田に準じた斗代	無姓	堀秀治検地 6 月に指出 360 歩 1 反 正月時点では豊臣直轄領として検地を行なう予定だったが実施せず 上杉時代の越後の石高の 1 割半増しで宛がわれたため、それに合わせるための検地か	『新潟県史』通史編 2 小村弋『幕藩制成立史の基礎的研究』

慶長 3	6 月	越後国	溝口領（新発田）		大半小歩	地位は上中下の三段階 斗代は地位に関係なく一定で田方 8 斗、畠方 3 斗		溝口秀勝検地 6 月 25 日に秀勝が検地条目発給、検地帳現存せず 360 歩 1 反	小村弋『幕藩制成立史の基礎的研究』
慶長 5	3 月	越後国	堀領（西蒲原郡巻町）	奥田伝右衛門(堀監物家臣か)	大半小歩 間数表示	上田 1 石 5 斗・中田 1 石 3 斗・下田 1 石 2 斗、上畑 7 斗 5 升・中畑 5 斗・下畑 3 斗 7 升 5 合、屋敷 7 斗 5 升 荒田も田に準じた斗代	無姓	堀秀治検地 慶長 3 年検地の補充	小村弋『幕藩制成立史の基礎的研究』
天正 20	10〜12 月	佐渡国	上杉領	大曹、高野、佐藤	苅高	分米無し 「○東○把刈　○東刈見出」の記載形式 集計に指上高（指出か）と見出高を記す 「佐渡苅」100 苅につき京升 8 斗 4 升	無姓	上杉景勝検地 帳簿のほか「御検地之一紙」発給 唯一の帳簿(『新潟県史』資料編 5、3078 号)は文禄 4 年のものか	『新潟県史』通史編 2 小村弋『幕藩制成立史の基礎的研究』
慶長 5	9 月	佐渡国	上杉領	河村彦左衛門	苅高	分米無し 「本○刈　見出○刈」の記載形式		上杉景勝検地 中使（村役人）同士で入替えて検地をさせる 間竿ではなく目測による	『新潟県史』通史編 2 小村弋『幕藩制成立史の基礎的研究』
天正 15		信濃国	虎岩郷			地積無し 本年貢を貫高、増分を俵高で表示		菅沼定利検地か	吉田ゆり子『兵農分離と地域社会』（校倉書房、2000 年） 鈴木将典「信濃国下伊那郡虎岩郷における天正期『本帳』と『知行』の再検討」（『史学論集』34、2004 年）
天正 17	9 月	信濃国	虎岩郷	中和、窪善、同小兵衛、庄左、諸勘	半歩 坪	上田 1 石 3 斗・中田 1 石 2 斗・下田 9 斗、上畑 1 石・中畑 9 斗・下畑 2 斗、屋敷 1 石 3 斗		徳川家康検地（五ヶ国総検地）説と菅沼定利検地説あり 「太閤朱印御検地帳」 360 歩 1 反	吉田ゆり子『兵農分離と地域社会』 鈴木将典「信濃国下伊那郡虎岩郷における天正期『本帳』と『知行』の再検討」
天正 18	10〜12 月	信濃国	日根野領（諏訪郡）	弓削清左衛門	畝歩	上田 1 石 7 斗の 2 斗下り	無姓 失せ人多し 「田 中ノ」 「吉田之」など肩書き多し	日根野高吉検地 京升使用 300 歩一反	『長野県史』通史編 4 鈴木将典「豊臣政権下の信濃検地と石高制」(『信濃』62-3、2010 年)
天正 18	10 月	信濃国	石川数正領（安曇・筑摩）	石川数正		貫高と名請のみ	無姓	石川数正指出 1 貫＝2 石 5 斗に換算して領地高を計算	『長野県史』通史編 4 鈴木将典「豊臣政権下の信濃検地と石高制」
天正 19	9〜11 月	信濃国	毛利秀頼領（伊那郡）	大鳥彦左衛門、長谷川作右門、林長兵衛、山田半七郎、浅井九兵衛、安井小右衛門、原勝兵衛、河村新右衛門ら	畝坪 畝歩	上々田 1 石 4 斗・上田 1 石 2 斗・中田 1 石 1 斗・下田 8 斗・下々田 4 斗、上畑 9 斗・中畑 7 斗・下畑 5 斗・下々畑 3 斗、屋敷 1 石 2 斗	無姓 一部分付記載	毛利秀頼検地 300 坪 1 反 前年 10 月に指出を徴収	『長野県史』通史編 4、近世史料編 『信濃史料』17 鈴木将典「豊臣政権下の信濃検地と石高制」
天正 19	4 月	信濃国	真田領（野倉村）	真田昌幸	貫高	貫高のみ		真田昌幸検地 前年 10 月に寺領指出を徴収	『長野県史』通史編 4 鈴木将典「豊臣政権下の信濃検地と石高制」

豊臣期検地一覧（稿）

天正 20		信濃国	木曾					年貢定納高のみ把握？	『長野県史』通史編 4
文禄 3	7～9 月	信濃国	真田領（小県郡）	真田昌幸	貫高	地積無しで貫高のみ	無姓 小作○○という脇注も、○○知行という記載も	真田昌幸検地 名寄帳形式 7 月は指出で 9 月に検地か	『長野県史』通史編 4 鈴木将典「豊臣政権下の信濃検地と石高制」
文禄 4	5～6 月？	信濃国	仙石領（佐久郡）	仙石秀久		貫高		仙石秀久検地 指出のみ残存	『長野県史』通史編 4 鈴木将典「豊臣政権下の信濃検地と石高制」
文禄 4	9 月	信濃国	上杉領（更科郡）	増田長盛 増田家臣：大橋才次	畝歩 間数表示	中田 1 石 1 斗・下田 9 斗・下々田 6 斗、上畠 1 石・中畠 8 斗・下畠 6 斗、屋敷 1 石	無姓 分付記載有	豊臣・上杉共同による越後・信濃上杉景勝領検地 帳末に須田満親の黒印あり	『新潟県史』4110
文禄 4	12 月	信濃国	日根野領（諏訪郡中沢村）		畝歩	下田 1 石 3 斗	無姓 名寄帳	日根野高吉検地 「見出名寄帳」とあり	『信濃史料』18-153
慶長 3	5 月	信濃国	日根野領（今井郷）		畝歩	斗代一定せず	無姓	日根野高吉検地	『長野県史』通史編 4、近世史料編 鈴木将典「豊臣政権下の信濃検地と石高制」
慶長 3	7 月	信濃国	旧上杉領（北信四郡）	石川光吉、古田重勝 古田家臣：杉本五左衛門尉	畝歩	上田 1 石 4 斗・中田 1 石 3 斗・下田 1 石	無姓	上杉景勝転封に伴う豊臣検地	『長野県史』通史編 4、近世史料編 鈴木将典「豊臣政権下の信濃検地と石高制」
慶長 3	11 月	信濃国	京極領（伊奈郡阿島郷）	大田才次郎 矢辺源介	畝歩	上田 1 石 5 斗・中田 1 石 3 斗・下田 1 石	無姓 「土佐」や「猿若」も分付記載有	京極高知検地 荒地帳も同時に作成	『長野県史』通史編 4 鈴木将典「豊臣政権下の信濃検地と石高制」 『信濃史料』18-305
慶長 5	4 月？	信濃国	小県郡越戸村	越戸村善次郎		地積無しで貫高のみ		真田昌幸検地？ 「地寄之覚帳」 「○○扣」ごとの名寄形式	鈴木将典「豊臣政権下の信濃検地と石高制」
天正 17	12 月	甲斐国	小石和筋大野寺大坊領	七ヶ条定書発給：伊奈忠次、原田種雄、酒井重勝、寺田泰吉 検地役人：若森勘右衛門尉、大角藤二郎、杉本弥吉、鈴木孫三	大半小歩 寺地は坪	分米なし	ほぼ「○○（寺院名）領○○主作」の表記	徳川家康検地（五ヶ国総検地） 9～11 月に七ヶ条定書交付 360 歩一反 間竿 6 尺 5 寸説と 6 尺弱説あり	本多隆成『初期徳川氏の農村支配』（吉川弘文館、2006 年） 谷口央『幕藩制成立期の社会政治史研究』（校倉書房、2014 年）
天正 18	8 月	甲斐国	羽柴秀勝領	羽柴秀勝		貫高		羽柴秀勝検地 8 月に指出、居合検地か 翌年 4 月の文書に「先年少将様検地」とあり	『山梨県史』通史編 3
天正 19	8 月	甲斐国	加藤領（河内領井手村、巨摩郡早川入など）	加藤光泰	畝歩 間数表示有り	分米なし 途中から貼紙で俵高	無姓	加藤光泰検地 360 歩一反 光泰は 4 月に入国 郡内には石高が見られ、国中は俵高、河内は大半小・貫文がみられる	『山梨県史』通史編 3

文禄 3	5 月・8 ～ 9 月	甲斐国	都留郡（郡内領）	林次郎右衛門尉、久米田八右衛門、源次右衛門、鈴木又□、鳥野彦右衛門、森島新八、伊藤又兵衛	畝歩	上田 1 石 4 斗？	無姓	浅野良重検地か 畝止まりや 10 歩単位が多く大雑把な丈量	『山梨県史』通史編 3、資料編 12
文禄 5	7 ～10 月か	甲斐国	浅野領（国中領）					浅野長吉検地 7 月に検地条目発給、間竿 6 尺 3 寸・300 歩一反 検地以前は俵高を使用 10 月から家臣や寺院への宛行状発給	『山梨県史』通史編 3
天正 17	3 月・8 月	駿河国	徳川領	七ヶ条定書発給：伊奈忠次、天野景能、小栗吉忠、渡辺光、阿部正次、神屋重勝、丹羽氏久、酒井重勝、寺田泰吉、大久保忠佐、加藤正次、森河秀勝、大久保忠利、渡辺守綱 検地役人：坂井与九郎（酒井重勝）、戸田七助、寺田三右衛門、前島善右衛門、野品開右衛門、（筆）松井善十	大半小歩 屋敷は坪	分米なし	無姓 分付記載有	徳川家康検地（五ヶ国総検地） 7 、11～12 月に七ヶ条定書交付 360 歩一反 間竿 6 尺 5 寸説と 6 尺弱説あり	本多隆成『初期徳川氏の農村支配』
天正 18	10～11 月	駿河国	中村領（安部郡、庵原郡、益津郡）	河毛重次、早助右、佐々清八、吉田善助	半畝歩	上田 1 石 3 斗・中田 1 石 2 斗・下田 1 石、上畑 7 斗の 1 斗下り、屋敷 1 石 2 斗	分付記載があるものも	中村一氏検地 9 月に指出	本多隆成『近世初期社会の基礎構造』 本多隆成『近世東海地域史研究』（清文堂、2008 年）
慶長 4	5 ～ 9 月・12 月	駿河国	中村領（志駄郡、安部郡、庵原郡）	横田村詮 三五郎、小才次、久内、佐々清八、吉田善助、早助右、百元善介、六兵衛、善二郎、弥吉	畝歩半 （この半は 0.5 歩）間数表示	上田 1 石 3 斗・中田 1 石 2 斗・下田 1 石	無姓 分付記載有	中村一氏検地 横田村詮法度を交付（法度は全域に残存） 年貢は銭納・現物納あり	本多隆成『近世初期社会の基礎構造』 『静岡県史』資料編 10 近世二解説 関根省治『近世初期幕領支配の研究』
天正 17 天正 18	2 ～ 4 月・11 月 1 月	遠江国	徳川領	七ヶ条定書発給：伊奈忠次、原田種雄、天野景能、小栗吉忠、渡辺光、阿部正次、神屋重勝、彦坂元正、水野秀忠、丹羽氏久、島田重次、倉橋昌次、酒井重勝、寺田泰吉、大久保忠佐、加藤正次、森河秀勝、大久保忠利、渡辺守綱、芝田康忠 検地役人：鈴木源右衛門、岩崎六郎右衛門、寺尾甚助、三井七左、中澤主膳、河西善九郎、渡辺二郎左衛門、村井十右衛門、早河五右衛門、酒井才蔵、（筆）沢新蔵、釣田孫右衛門、佐野喜兵衛、（筆）浅岡助十、山内孫左衛門尉、浅井吉平、内藤清右衛門尉、袴田弥八郎、安間甚太郎ら	大半小歩 屋敷は坪	分米なし		徳川家康検地（五ヶ国総検地） 7 ～ 9 月、11～12 月、2 月に七ヶ条定書交付 360 歩一反 間竿 6 尺 5 寸説と 6 尺弱説あり	本多隆成『初期徳川氏の農村支配』

豊臣期検地一覧（続）

天正 19	2 月	遠江国	渕郡妙立寺、浜名郡白須加村		畝歩	分米なし、間数表示あり		池田輝政検地か	本多隆成『近世初期社会の基礎構造』
文禄 2	11 月	遠江国	山内領（榛原郡・佐野郡）	福岡市右衛門	畝歩	分米なし（一部あり）	分付記載有	山内一豊検地	本多隆成『近世初期社会の基礎構造』
文禄 4	11 月	遠江国	堀尾領（豊田郡各所）	落合孫左衛門、石田助左衛門、外山孫七郎、森田次左衛門、大野忠右衛門	畝歩	下田 200 文、中畠 500 文・下畠 400 文・下々畠 200 文、屋敷 700 文	無姓 分付記載有	堀尾吉晴検地 300 歩一反 慶長 4 年の可能性も？ 近世の記録に阿多古中村文禄 3 年検地の記述	本多隆成『近世初期社会の基礎構造』 『浜松城主堀尾吉晴』（浜松市博物館、2012 年）P 67
慶長 2		遠江国	山内領（周智郡森地域）			貫高		山内一豊検地か 検地帳残存せず	本多隆成『近世東海地域史研究』
慶長 4 慶長 5	8 ～ 9 月 1 月	遠江国	堀尾領（豊田郡・周智郡）	丹羽彦兵衛、山口半右衛門	畝歩	上田 500 文の 100 文下り、上畠 600 文の 100 文下り（50 文づつ低い村も）、屋敷 700 文（650 文の村も）	無姓 分付記載有	堀尾吉晴検地 慶長 5 年のものは分銭もなく末詳	本多隆成『近世初期社会の基礎構造』 『浜松城主堀尾吉晴』P 67
慶長 4	8 ～ 9 月	遠江国	有馬領（城東郡）	吉田掃部、飯沼、篠原、河本、飯住与右衛門	畝歩	上々田 1 石 5 斗の 1 斗下り（下田 1 石・下々田 8 斗）、上々畠 1 石 4 斗・上畠 1 石 3 斗・中畠 1 石・下畠 8 斗・下々畠 7 斗、屋敷 1 石 3 斗	無姓	有馬豊氏検地 厳しい打出（後世の記録による）	本多隆成『近世初期社会の基礎構造』
天正 17	8 ～12 月	三河国	徳川領	七ヶ条定書発給：小栗吉忠、阿部正次、神屋重勝、彦坂元正、水野秀忠、島田重次、加藤正次、森河秀勝 検地役人：米蔵主計、大木彦左衛門、三ノ浦久作、佐藤三蔵、神谷新九郎、丹羽助十郎、大久保忠佐、浅井伝右衛門、岡部平右衛門、河井源内、(筆)鵜野葛助、石橋彦八郎、菊河三郎左衛門、岩田清左衛門、(筆)小柳津六郎右衛門、鳥居甚二郎	大半小歩 屋敷は坪	分米なし	無姓 分付記載有	徳川家康検地（五ヶ国総検地） 9 ～11 月に七ヶ条定書交付 12 月に斗代決定 360 歩一反 間竿 6 尺 5 寸説と 6 尺弱説あり	本多隆成『初期徳川氏の農村支配』 谷口央『幕藩制成立期の社会政治史研究』
天正 18	9 ～10 月	三河国	豊臣秀次領（碧海郡）	榊谷久右衛門尉、沢七郎右衛門、塚本権兵衛、兵藤弥五、田中与七、木瀬又三	半畝歩	上田 1 石 5 斗の 2 斗下り、上畠 7 斗 5 升の 1 斗下り、屋敷 7 斗 5 升 分米の無い帳も	無姓	豊臣秀次検地	谷口央『幕藩制成立期の社会政治史研究』 本多隆成『近世初期社会の基礎構造』
天正 18	8 ～10 月	三河国	豊臣直轄地・田中吉政領・池田輝政領（宝飯郡・設楽郡・渥美郡・八名郡・額田郡・加茂郡）	亀井茲矩、宮部継潤	大半小歩 畝歩	上田 1 石 4 斗の 2 斗下り、上畠 1 石 3 斗の 2 斗下り、屋敷 1 石 3 斗	無姓	豊臣奉行による直轄地・大名地検地 間竿 6 尺 5 寸 300 歩一反	谷口央『幕藩制成立期の社会政治史研究』 本多隆成『近世初期社会の基礎構造』 「石見亀井家文書」36 号

天正 20	4 月	三河国	豊臣秀次領 （高橋郡八草・猿投・篠原、賀茂郡西枝下村）	吉田好寛 吉田家臣：樋口勝介、岩手勘介、後藤勘右衛門ら	畝歩	上田 1 石 4 斗の 3 斗下り（1 石 5 斗の 2 斗下りの村も）、上畠 1 石 2 斗・中畠 9 斗・下畠 4 斗（村により違いも）	無姓	豊臣秀次検地 同年尾張検地の一環	谷口央『幕藩制成立期の社会政治史研究』 本多隆成『近世初期社会の基礎構造』
天正 11	1 月	尾張国	織田領（清洲城周辺）	生駒家長、山本与六郎、城戸内蔵助、堵原常安、平松与左衛門				織田信雄検地 自身の上洛中に諸公事や猥の儀を糺明させる	「生駒文書」『愛知県史』資料編織豊 2 、85 号 加藤益幹「織田信雄の尾張・伊勢支配」（有光友学編『戦国期権力と地域社会』吉川弘文館、1986 年）
天正 11	8 〜 10 月	尾張国	織田領	織田長益、岡田重孝、平手大炊、中川定成、佐久間正勝、沢井雄重		貰高		織田信雄検地 検地と並行して宛行状発給、知行高を後から連絡する場合も 寺社領の収公・加増	加藤益幹「織田信雄の尾張・伊勢支配」
天正 14		尾張国	織田領			貰高、11 年検地の 1.5 倍程度の打出しか		織田信雄検地 7 月に一斉宛行 知行替あり	加藤益幹「織田信雄の尾張・伊勢支配」
天正 20	2 〜 4 月	尾張国	豊臣秀次領	吉田修理亮勝親、田中次郎左衛門、田中和泉守長政、雀部重政、田中角介	畝歩	上田 1 石 5 斗の 2 斗下り（上田 1 石 2 斗の村も）、上畠 1 石 2 斗の 3 斗下り	無姓 うせ人など （肩書）	豊臣秀次検地 寺領も「惣御国なミ」に検地 300 歩一反 打ち渡しは 8 月まで続く 検地に先だち宛行う石高が決定（所付は検地後） 検地以前に御前帳のため貰高を石高に換算	『清洲町史』 下村信博「尾張国における貰高から石高への移行」（『名古屋市博物館研究紀要』35、2012 年）
文禄 2 文禄 3	12 月 1 〜 4 月	尾張国	豊臣秀次領	豊臣奉行：木下与右衛門延重、滝川彦次郎忠征、竹中源介隆重、佐久間甚四郎、伊藤長門守盛景、古田兵部少輔重勝、長束次郎兵衛直吉、平野新八郎、川井九兵衛、山田喜四郎、安威摂津守了佐、小川清右衛門長政、徳法軒道茂、宮城藤左衛門正重 秀次奉行：桑原勝太郎、国友久佐、大島又右衛門、岡小左衛門、坪内平右衛門、武藤彦右衛門、平野彦三郎、藪九介				豊臣政権・豊臣秀次共同による豊臣秀次領検地 秀次領「すいび」への対応	『清洲町史』
天正 11	8 〜 10 月	伊勢国	織田領	織田長益、岡田重孝、平手大炊、中川定成、佐久間正勝、沢井雄重、小川新九郎長保、藤方刑部少輔具俊、日置大膳亮、榊原弥四郎		貰高		織田信雄検地 検地と並行して宛行状発給、知行高を後から連絡する場合も 寺社領の収公・加増 小川長保以下は 7 月 20 日に検地参加を命じられる	加藤益幹「織田信雄の尾張・伊勢支配」 『愛知県史　資料編 12　織豊 2 』1041 号
天正 14		伊勢国	織田領			貰高、11 年検地の 1.5 倍程度の打出しか		織田信雄検地 7 月に一斉宛行 知行替あり	加藤益幹「織田信雄の尾張・伊勢支配」

豊臣期検地一覧（稿）

天正 15（文禄 3 ?）	9 月	伊勢国	飯高郡田原町	中村内民部丞	畝歩	上田 1 石 5 斗の 2 斗下り	無姓「大工」などの注記有	蒲生氏郷検地とされるが実は文禄 3 年検地帳の写か（今野論文）	武藤和夫「伊勢・伊賀・志摩諸国に於ける天正の検地」（『三重大学学芸学部教育研究所研究紀要』20、1958 年） 今野真「太閤検地の上地把握と計算・記述能力（下）」
天正 17		伊勢国	飯高郡飯福田村					蒲生氏郷検地か（検地帳未確認）	大石学「伊勢国文禄検地の基礎的研究」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和 57 年度、1982 年）
文禄 3	7 ～ 9 月	伊勢国	一国全体（伊勢神宮領の一部は免除）	奉行：稲葉重通、滝川雄利、岡本良勝、服部一忠、一柳可遊、新庄直忠、朽木元綱 役人：松村作兵衛、鵜飼三兵衛、西村千介、吉田九郎ら	畝歩	上田 1 石 5 斗の 2 斗下り、上畑 1 石 2 斗の 2 斗下り、屋敷 1 石 2 斗が原則だが外れる村も数％有り	一部村の役職や村名・職業も（肩書） 一部分付記載	豊臣奉行による一国検地 滝川・岡本・服部・一柳は伊勢に領地を持ち、他メンバーも近隣諸国の大名（伊勢全体では大名 13 名） 稲葉・滝川・服部は伊勢神宮の「三奉行」 検地条目は 6 月 17 日付、宛行状は 9 月 21 日付 小物成記載のある村が 4 割 岡本が村に検地帳を交付しなかったとの伝祥	大石学「伊勢国文禄検地の基礎的研究」 大石学「伊勢国文禄検地に関する一考察」（『地方史研究』209、1987 年） 大石学「一柳右近可遊と伊勢国」（『東京学芸大学紀要　第 3 部門社会科学』49、1998 年）
天正 16	9 月 6 日	志摩国	度会郡小浜	田辺与三右衛門安成、堀玄助政家、片穂平次郎正明、飯田勘助尚依		上田 1 石を 1 石 3 斗に訂正・以下 1 斗下りで同じパターン、中畠 4 斗 5 升を 6 斗に訂正・下畠 3 斗を 5 斗に訂正		九鬼嘉隆検地か	「小浜漁業協同組合文書」『三重県史』資料編中世 2 、676 頁
文禄 3	10 月	志摩国	度会郡小浜 英虞郡鵜方村			上田 1 石 5 斗		九鬼嘉隆検地？豊臣直轄検地？	「小浜漁業協同組合文書」東大史料編纂所蔵マイクロフィルム 『三重県史』資料編近世 1 、1015 頁
天正 11	8 ～10 月	伊賀国	織田領	織田長益、岡田重孝、平手大炊、中川定成、佐久間正勝、沢井雄重		貫高		織田信雄検地 検地と並行して宛行状発給、知行高を後から連絡する場合も 寺社領の収公・加増	加藤益幹「織田信雄の尾張・伊勢支配」
天正 14		伊賀国	織田領			貫高、11 年検地の 1.5 倍程度の打出しか		織田信雄検地 7 月に一斉宛行 知行替あり	加藤益幹「織田信雄の尾張・伊勢支配」
天正 14	9 月	伊賀国	筒井領（伊賀郡野間村）	畠掃部	半畝歩厘	分米無し	無姓（一部に姓らしき記載や「右手代」の注記有）	筒井定次検地 9 月 3 日付の「田畑上中下仕分帳」あり	武藤和夫「伊勢・伊賀・志摩諸国に於ける天正の検地」
天正 12	10 月	美濃国	稲葉領					稲葉良通検地 詳細不明	『大日本史料』11-9、329-330 頁 『岐阜県史』近世上

天正 17	10〜12 月	美濃国	一国検地	奉行：浅野長吉、伊藤秀盛、片桐貞隆、石田正澄、木村常陸介、早川伝兵衛、石川光吉、小野木重次、寺西正勝、竹中重隆 役人：尾藤次郎三郎、鈴木又右衛門、林次郎右衛門、八田喜太夫、間宮清八、林孫右衛門、早川長政、木村清久、増田長盛、日弥野久助、毛利重政ら	半畝歩	上田 1 石 5 斗の 2 斗下り、上畠 1 石 2 斗の 2 斗下り	無姓	豊臣奉行による一国検地 300 歩一反 検地条目は 10 月 7 月付の検地帳があるが写本のため採らない	『岐阜県史』近世上
文禄 3		美濃国	山	古田重勝（宇野長定・児玉氏久か）				豊臣奉行による山検地 11 月に古田家臣が山法度	『岐阜県史』近世上
天正 10 天正 11	3〜5 月・7〜11 月 8〜12 月	能登国	前田領（能登一国）	林久右衛門尉、神野弥右衛門尉、鴨野喜兵衛尉、大屋助兵衛、沢崎東春、佐野猪介、嶋崎市内、谷弥左衛門尉、大窪一介、神野善太	大半小歩	分米無し 末尾で反別一律 3 俵で計算 一俵 3 斗入り	無姓 名請なしのものも	前田利家検地 指出に基づき実検、村高を把握 360 歩一反	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』（桂書房、2000 年）
天正 14	3〜4 月	能登国	前田領（能登一国）		大半小歩	反別一律 3 俵	打渡状のみ	前田利家検地 実検・丈量なし 天正 10・11 年検地の指出高をほぼ踏襲 荒地の調査 360 歩一反	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
天正 17	5〜7 月	能登国	前田領（能登一国）	大井久兵衛、堀江与三兵衛、瓜生源七、岡部新蔵、沢崎東春、矢嶋弥次衛門、神野藤三郎、横開喜左衛門、宇野喜兵衛	大半小歩	反別一律 3 俵	打渡状のみ	前田利家検地 丈量をしたように見せかけ実態は一律 24％打出し	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
天正 19		能登国	前田領（鳳至郡）	長連龍				前田利家検地 24％打出しへの抵抗を受けて高を下げたか 詳細は未詳	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
天正 20	9〜10 月	能登国	長領（鹿島半郡）	長右衛門尉、三井恕作軒、阿岸与市右衛門	畝歩	上田 2 石の 5 斗下り（下々田 7 斗）、上畠 1 石の 2 斗 5 升下り（下々畠 3 斗 5 升）、屋敷 1 石 5 斗	無姓	長連龍検地 300 歩一反、京升使用 名寄帳的記載 検地高に 45％をプラス（3 万石に近づけるために操作か）	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
天正 11	5〜8 月	越中国	佐々領（越中四郡）	佐々成政		反別一律 3 俵		佐々成政検地 指出追認か	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
天正 13	閏 8〜9 月	越中国	前田利長領（砺波・射水・婦負）	森川善右衛門尉、橋爪小右衛門尉、斉藤久右衛門尉、横開喜左衛門、姉崎四郎左衛門、内田清三郎、谷次左衛門	大半小歩	反別一律 3 俵	打渡状	前田利長検地 拝領以前から実施か 360 歩一反（幕末まで）	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
天正 19	9 月	越中国	前田利長領（氷見郡東海老坂村）	三厨伊右衛門、山守久次、吉田長蔵、石川進平	大半小歩		打渡状	前田利長検地 検地と表記されるが実際には検見で、実収量を調査 一俵 5 斗入り	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』

豊臣期検地一覧（続）

天正 20	9 月	越中国	前田利長領（氷見郡堀田村）	神尾図書、石川左源太	大半小歩		打渡状	前田利長検地か 検地と表記されるが実際には検見で、実収量を調査	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
文禄 4	11 月	越中国	前田領（新川郡）	前田対馬守長種、横山大膳亮長知、武田宮内少輔矩清、神尾図書助之直	大半小歩	反別一律 3 俵 一俵 5 斗入りで以後継続	打渡状	前田利家検地 蔵入地の前田領編入にともなう総検地	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
文禄 5	10 月	越中国	前田利秀領か（砺波郡金屋本江村）	三輪主水、石川左源太	大半小歩	反別一律 3 俵	打渡状	前田利秀検地か（役人は天正 20 年前田利長領と被る）	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
慶長 2	9 月	越中国	前田利長領（砺波・氷見）	前田対馬守長種、栂大学助長康、森川善右衛門、丹波権平、太田但馬長知、吉田長蔵守政				前田利長領検地 実際は検見で、毛付高・物成の査定	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
慶長 3	10 月	越中国	前田領（新川郡）	前田対馬守長種、横山大膳亮長知、武田宮内少輔矩清	大半小歩	反別一律 3 俵	打渡状	前田利家検地 丈量を省略して高だけ上昇させた居検地	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
天正 11	5 ～ 8 月	加賀国	前田領（石川・河北）	前田利家	大半小歩	反別一律 3 俵		前田利家検地 これ以前の佐久間検地は石高 360 歩一反（元和まで）	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
天正 12	6 ～ 7 月	加賀国	丹羽領（江沼・能美）	丹羽長秀				丹羽長秀検地 越前と同時	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
天正 19	9 月	加賀国	村上領（能美郡）	村上頼勝	畝歩	田は等級によらず 1 石 5 斗、上畠 8 斗 3 升 3 合 3 勺・下畠 3 斗 3 升 3 合 3 勺、屋敷 8 斗 3 升 3 合 3 勺	無姓	村上頼勝検地 360 歩一反	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
慶長 3	6 ～ 7 月	加賀国	豊臣直轄地・丹羽領（江沼・能美）	豊臣奉行	畝歩	田は一律斗代か（1 石 5 斗）	打渡状	江沼郡は豊臣直轄、能美郡は丹羽長重検地か 正月時点で秀吉は越前検地と同時に命令 丹羽領は 4 月時点で 2 割増しの加増	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
慶長 3	9 ～12 月	加賀国	前田領（石川・河北〈松任除く〉）	沢崎東春、松本四郎右衛門尉、伊藤宗六、中村九郎右衛門尉	大半小歩	反別一律 3 俵 一俵 5 斗入り	打渡状	前田利家検地 利長への代替わりが契機か	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』
天正 12	6 ～ 7 月	越前国	丹羽領（敦賀郡以外の 11 郡）	水野大郎右衛門尉、山田大郎左衛門尉、加藤文左衛門尉、窪又五郎、小畝甚右衛門尉、湯浅喜右衛門尉、杉若藤二郎、河村加介、大谷彦十郎、香河久左衛門、水野六右衛門、市村左近、粟屋甚右衛門尉、富田平三郎、加賀野井毛作、忠見久兵衛尉、中嶋吉介	大半小歩	反別一律 1 石 5 斗、畠は中畠 1 貫・下畠＆山畑 500 文など	打渡状	丹羽長秀検地 360 歩一反	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』

慶長 3	6～7 月	越前国	一国検地	長束正家、伊東長次、井上新介、吉田益庵、小堀正次、木村由信、朽木元綱、駒井重勝、杉若藤次郎、建部寿徳、新庄直忠、長束直吉、長谷川以真、服部正栄、林伝右衛門、速水守久、溝江長氏、御牧景則、山口宗長	畝歩	上田 1 石 8～5 斗の 1 斗下り、上畠 1 石 5 斗～ 9 斗・中畠 1 石 4 斗から 8 斗・下畠 1 石 2 斗～ 7 斗、屋敷 1 石 7～5 斗（村によって異なる）	無姓	豊臣奉行による一国検地 正月に秀吉が雪解け後の検地を決定するも実施は 6 月 検地条目は秀吉が検地奉行に宛てた長い物と、各検地奉行が発給した短い物があり、前者は月日未詳、後者は 6 月 20 日付・7 月 16 日付など複数が伝わる 18 万石打出し 検地奉行は検地終了後の 7 月 20 日に上洛	木越隆三『織豊期検地と石高の研究』 『福井市史』通史編 2 『西笑和尚文案』86
天正 11		若狭国	木村領（三方郡）	木村隼人佐定重				木村定重検地 「木村隼人ケンチ候テ諸神事タイテン也」とあり 天正 13 年の坂井直勝宛宛行状は石高制	『福井県史』通史編 3 「宇波西神社文書」18 号（『福井県史』資料編 8） 「坂井家文書」1 号（『三重県史資料叢書』資料編中世 2 補遺Ⅱ）
天正 16	6～7 月	若狭国	浅野領	川口喜太郎、近藤久次、千田藤右衛門ら	半畝歩	14 段階、上上 1 石 8 斗の 1 斗下り（村によって異なる）	無姓	浅野長吉検地 前年の宛行状には石高記載無し 300 歩一反	『福井県史』通史編 3 『小浜市史』通史編上
文禄 3	3 月	若狭国	木下領					木下勝俊の新入部にともなう指出	『小浜市史』通史編上
天正 10	7 月	近江国	丹羽領（滋賀郡）					丹羽長秀による指出徴収	『大日本史料』11-2、12 頁
天正 11	6～7 月	近江国	栗太郡・蒲生郡	増田長盛、伊藤秀盛、小出出羽守？	大半小畝	斗代一定せず 等級記載無し 田は一反あたり 8 斗少々か	無姓 地名（肩書）	豊臣直轄検地 「知行改」とも（『新修大津市史』） 360 歩一反	『滋賀県史』 3 『新修大津市史』 3 『八日市市史』 3
天正 12	8～9 月	近江国	蒲生郡得珍保（平井金十郎領他）	伊藤秀盛				豊臣直轄検地 浅野長吉へ指出	『今堀日吉神社文書集成』459 『八日市市史』 3
天正 12	11 月	近江国	蒲生郡今在家村（大野木甚之丞領他）	尼子六郎左衛門、石田三成、宮城豊盛、豊田定長、毛利重政、中村掃部助	半畝歩	菜畠 1 石 1 斗 5 升、野畠上畠 7 斗 5 升の 1 斗下り、屋敷 1 石 1 斗 5 升		8 月の再検地か 今堀で 10 月 1 日に住民が起請文、11 月 6 日付で浅野長吉が「御検地はつれ糺明」を告げる、12 月 2 日にも今堀の定書あり 300 歩一反 天正 13 年 2 月の検地算用状あり 表紙には 11 月 16 日三右衛門・宗右衛門・孫介とあり	『八日市市史』 3
天正 18	9 月	近江国	蒲生郡得珍保（平井金十郎領他）	政所左衛門二郎、介一				指出 佐藤隠岐守・古田肥前守・森島宗宇・浅野源八・観音寺宛 給人知行高と村役人給を記載	『今堀日吉神社文書集成』458
天正 19	1～4 月	近江国	豊臣領（栗太郡・愛智郡・神崎郡・坂田郡・蒲生郡・浅井郡）	奉行：増田長盛、長束正家、大野木縫殿、早川長政、牧村利貞、宮城豊盛、糟屋真雄、片桐貞隆、矢島久兵衛、吉田清左衛門 役人：奥山源丞、善正、滝野助七、沢新太郎、福西源次	畝歩	吉田村：上田 1 石 7 斗の 1 斗下り、上畠 1 石 2 斗、屋敷 1 石 2 斗 柏原：上田 1 石 6 斗・中田 1 石 4 斗 小谷寺：上田 1 石 7 斗の 2 斗下り 下日吉村：上田 1 石 6 斗 5 升の 1 斗下り、上畠 1 石 2 斗の 2 斗下り、屋敷 1 石 2 斗	無姓	豊臣直轄検地 天正 18 年 9 月段階ですでに秀吉は近江の検地を企図（伊藤論文） 正月 12 日付で御検地惣奉行が検地奉行・下役人が 15 日に到着することを庄屋に宛てて連絡 閏正月 13 日に検地命令（「上坂記録」） 4 月 20 日頃から給地宛行 絵図の作成	『草津市史』 2 『八日市市史』 3 『五個荘町史』 2 『新修彦根市史　史料編古代・中世』中世編年史料 821 号 伊藤真昭「石田三成佐和山入城の時期について」（『洛北史学』4、2002 年）

豊臣期検地一覧（続）

天正 19	8 月	近江国	蒲生郡得珍保（平井金十郎領他）					指出 8 月 21 日に掟制定	『滋賀県史』3（今堀日吉文書などによる）
天正 20	8 月	近江国	徳川領か（甲賀上郡黒滝村）		畝歩	上田 1 石 6 斗	名請人無し	「御検地帳指出」	「山中文書」東大史料編纂所蔵影写本
文禄 5	10 月	近江国	志賀郡（園城寺領他）	新庄直頼、井上新介、観音寺詮舜、片桐且元	畝歩	上田 1 石 7 斗の 2 斗下り、上畠 1 石 3 斗の 2 斗下り、屋敷 1 石 3 斗	無姓 地名や「大工」等（肩書）	豊臣奉行による志賀郡検地 一割が荒地 村高の半数が入作 長束正家と前田玄以が指示か	『新修大津市史』3 「秋田家文書」『青森県史』資料編近世 1、215 号
慶長 3	7 〜 8 月	近江国	徳川領（甲賀郡・野洲郡・蒲生郡）		畝歩	上畠 9 〜 8 斗・中畠 8 〜 7 斗・下畠 6 〜 5 斗、屋敷 1 石 2 斗	無姓	徳川家康検地	『八日市市史』3
天正 10	7 -11 月	山城国	一国か	浅野長吉、伊藤秀盛、石川光政				豊臣直轄指出 公家・寺社の当知行分 稲荷社領では 9 月に検地	『京都の歴史』4 『大日本史料』11-2、1 頁
天正 11	10 月	山城国						豊臣直轄検地？ 大徳寺で「今度御けんちニ付、以我等内を三石九斗七升四合分」との文書あり	『大日本史料』11-5、514 頁
天正 12	8 〜10 月	山城国	一国か	前田玄以、浅野長吉、片桐貞隆	半畝歩	斗代一定せず 上田 1 石 7 〜 3 斗、上畠 1 石〜 8 斗か	無姓	豊臣直轄検地 吉田兼見は 8 月に指出を命じられ、10 月に検地帳が打渡される	『京都の歴史』4
天正 13	9 〜12 月	山城国	京廻	前田玄以、山口宗長、松浦重政、大野光元、一柳直次	畝歩	斗代一定せず 上田 1 石 7 〜 3 斗、上畠 1 石〜 8 斗か 「上中」など細かい等級も	無姓 地名や「大工」等（肩書）	豊臣直轄検地 5 月 13 日に公家・門跡から指出徴収 地積は 5 歩の倍数が多く大雑把	『京都の歴史』4 下村信博「公家・寺社領と天正十三年検地」（本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、1999 年）
天正 14	11 月	山城国	愛宕郡西賀茂村	山口甚兵衛宗長		上田 1 石 8 斗		前田玄以の署名あり、前年の検地の分？ 「上賀茂大明神神明料分」 「任御朱印之旨帳を進之」	「エール大学所蔵文書」東大史料編纂所蔵マイクロフィルム
天正 14 天正 15	12 月 1 月	山城国	寺社	河原定勝				豊臣奉行による藪検地 翌年正月まで続く（『北野天満宮史料』）	伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』（法蔵館、2003 年）
天正 15	11 月	山城国	山	前田玄以、山口宗長、河原定勝				豊臣奉行による山検地	伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』
天正 16		山城国	石清水領？					天正 12 年帳に「同拾六年改御検地被成候事」とあり	『京都の歴史』4
天正 17	8 〜12 月	山城国	13 年検地で漏れた部分・上賀茂と東寺は再検地	太田牛一、御牧景則、毛利高政、石川貞通、森島宗宇、木下吉隆、石川光元、安威了佐、矢野定満、速水守久、前田玄以（統轄）	畝歩	大徳寺分：田 1 石 6 斗（等級記載無し）	無姓	13 年検地の補足	伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』
天正 20	1 〜 3 月	山城国	東福寺領	東福寺僧	畝歩	斗代一定せず	無姓	東福寺から前田玄以への指出 検地が免除された土地の分	『東福寺文書』546
慶長 2	4 月	山城国	大徳寺領	庄屋	畝歩	反別 1 石 6 斗	無姓	麦田指出 同年の田麦徴収令に対応か	『京都の歴史』4 『大徳寺文書』2003〜2007

慶長 3	10 月	山城国	三井寺領之内庄厳寺分					「三井寺領之内庄厳寺相渡帳」庄厳寺分だけ書き抜いたものか	「長楽寺所蔵文書」東大史料編纂所蔵写真帳
天正 15	8 〜11 月	丹波国	一国か（天田郡・氷上郡・多紀郡・何鹿郡・桑田郡）	片桐且元、早崎平三、片桐且元、石川光重、山口宗長	代 大小畝歩 畝歩	棚原村：地位無し、田 1 石 2 斗、畠 7 斗、屋敷 7 斗 塩谷村：上田 1 石 3 斗の 1 斗下り、上畠 7 斗の 2 斗下り	無姓	豊臣奉行による一国検地	嵐瑞澂「丹波の太閤検地について―多紀郡奥谷村を中心として―」（『兵庫史学』24、1960 年） 今中寛司「丹波国の太閤検地―丹州氷上郡棚原村之帳について―」（『兵庫史学』2、1954 年） 『新修亀岡市史』本文編 2 『福知山市史』 2
天正 19	8 月 5 日	丹波国	船井郡塩谷村					名寄帳	『三和町史』上
天正 20		丹波国	多紀郡奥谷村					写	『三和町史』上
文禄 3		丹波国	多紀郡大沢村	前田玄以				豊臣直轄検地 嵐瑞澂論文は検地帳 10 冊が残るという	『福知山市史』 2 嵐瑞澂「丹波の太閤検地について―多紀郡奥谷村を中心として―」
文禄 4		丹波国	氷上郡棚原村					名寄帳 畠方のみ	『三和町史』上
文禄 5	9 〜10 月	丹波国	前田領か（船井郡・桑田郡）	前田玄以 手代：佐久間清右衛門尉、丹羽宗兵衛、尾池清左衛門定安、松田勝右衛門政行	畝歩	山国荘小塩村：１石２斗の１斗下り 山国荘下村：１石３斗の１斗下り	無姓	前田玄以検地	『新修亀岡市史』本文編 2 『丹波国山国荘史料』 『三和町史』上
慶長 2	11 月	丹波国	前田領か（桑田郡神吉上村）	尾池清左衛門、鍬方金右衛門	畝歩	上田 1 石 3 斗 5 升・中田 1 石 3 斗・下田 1 石 1 斗、上畠 8 斗の一斗下り、屋敷 1 石	無姓 「酒屋」「茶屋」（肩書）	前田玄以検地	『慶長二年神吉上村検地帳調査報告／近現代聞き取り調査報告 2』南丹市教育委員会、2012 年
天正 13	閏 8 〜12 月	大和国	奈良			地子	無姓	豊臣政権への指出 大乗院は閏 8 月 20 日に伊藤秀盛宛に指出作成（「大乗院文書」29〈『猪熊文書』〉）	『奈良市史』通史 3
天正 14	9 〜10 月	大和国	興福寺領					豊臣秀長による検地？ 『多聞院日記』 6 月 20 条では指出と織田時代の指出の高が異なることが問題に	『奈良市史』通史 3
天正 15	10 月	大和国	豊臣秀長領（吉野郡十津川郷）	小堀正次、野崎与三郎、長五郎右衛門玄斉、金左衛門、たまふち、雨善介 小堀家臣：長介、与七郎、藤大夫、甚大夫、神左衛門、孫次郎、あいは、太郎左、七郎、弥三、弥三郎、孫介、与一郎	大半小 「一書」 「かわらはた」	一定せず	無姓	豊臣秀長検地 紀伊国と連動か	井戸佳子・藤本清二郎「紀州における太閤検地と石高制の成立」（『和歌山地方史研究』 7、1984 年）
天正 19		大和国	奈良					検地か 『多聞院日記』 8 月 16 日条に「京終田地検知」と有り、「京終」は奈良を指すか	『奈良市史』通史 3
文禄 2	12 月	大和国	豊臣秀保領（宇智郡）	小堀正次				豊臣秀保検地	『五條市史』上

豊臣期検地一覧（稿）

文禄 4	8～10 月	大和国	一国検地	増田長盛、長束正家、小堀正次、横浜一庵、新庄直頼、井上新介、木村宗左衛門、石田三成、石田正澄、御牧景則、朽木元綱、轡屋真雄、長束直吉 増田家臣：佐伯彦兵衛、福西源次、真木伝七、井口善右衛門、山本乙右衛門、新藤甚介、古市三右衛門、端与兵衛、佐治彦左衛門、河橋喜斎、深尾甚六、深尾半兵衛、平井弥四郎、深尾甚二郎、中島小藤太 長束家臣：岡屋八左衛門、田所小兵衛、倉垣孫作、山東五郎兵衛、井上介三、田付四郎兵衛、小田半左衛門、青木久八、斎田九左衛門、河村弥七郎 井上家臣：貞安、谷孫三、駒井久七 木村家臣：真木伝七、古市三右衛門、山本乙右衛門、井口善右衛門、新藤甚介	畝歩	上田 1 石 6 斗の 2 斗下りが最高（村によって異なる）	無姓 新木村検地帳には「きう人衆渡部」などと増田家中も名請人に	豊臣奉行による一国検地 『多聞院』に 8 月 17 日よりとあり 増田の入部は 6 月 7 日 9 月 21 日に多賀秀種宛行状が出る 「過分ニ打増」が懸念される 郡ごとに担当 10 月に寺院に知行配分、検地帳も渡す	『奈良市史』通史 3 『大和郡山市史』 『新訂大字陀町史』
天正 11		摂津国	八部郡					豊臣直轄検地か	『兵庫県史』 3
天正 19	11 月以前か	摂津国	能勢郡天王村	前田玄以				豊臣直轄検地か	『尼崎市史』 2 『能勢町史』 1
文禄 3	9～11 月	摂津国	一国検地	宮城豊盛、船越景直、桑原貞也、石川光元、遠水守久、浅野長吉、片桐且元、一柳越後守、山口宗長、矢島久兵衛、川村粂之助	半畝歩 畝歩	有馬郡生瀬：上田 1 石 5 斗の 2 斗下り、上畠 1 石 2 斗の 2 斗下り、屋敷 1 石 2 斗 太田郡吹田村：上田 1 石 7 斗の 3 斗下り（変則的）、上畠 1 石 3 斗の変則下り、屋敷 1 石 3 斗 川辺郡佐曽利村：上田 1 石 2 斗 5 升・中田 1 石 5 升・下田 9 斗、上畠 7 斗・中畠 5 斗・下畠 4 斗、屋敷 1 石 2 斗	無姓	豊臣奉行による一国検地 8 月 3 日付で奉行宛に検地条目発給	『箕面市史』 2 『能瀬町史』 3 『西宮市史』 2 『宝塚市史』 2 『伊丹市史』 2 『豊中市史』 2 『川西市史』 2
天正 11	8 月（表紙）	河内国	船越領？（天野山、加納村）	末尾に正月 25 日付の「大□□□」の署名あり（加納村）	半畝歩	上田 1 石 3 斗の 1 斗下り	無姓	船越景直検地か（天野山は船越領） 天野山は名寄帳	『河内長野市史』 7 、616 頁 『太閤検地論』 3 、14 号
天正 12	9 月以前	河内国	叡福寺太子廟領	伊藤秀盛か				検地をして太子廟の灯明領が減ったため一反を寄進する、と「叡福寺文書」にあり	『大日本史料』11-9、13 頁
天正 13	7 月	河内国	招提寺内	吉田文左衛門				「招提寺内興起後聞記并年寄分由緒実録」の記述が根拠（『枚方市史』6 史料Ⅰ、336 頁）	『枚方市史』 3 、29 頁
文禄 3	10～12 月	河内国	一国検地	宮城豊盛、増田長盛、船越景直、片桐且元、長束正家、石川光元、木下延重、林藤兵衛 増田家臣：平井弥四郎、丹治新右衛門尉	畝歩 間数表示	交野郡星田村：上田 1 石 5 斗の 2 斗下り、上畠 1 石 2 斗・中畠 1 石・下畠 8 斗・下々畠 5 斗、屋敷は畠と同じ等級別斗代 錦部郡板持村：上田 1 石 5 斗の 2 斗下り、上畠 1 石 3 斗の 2 斗下り（いずれも変則的）、屋敷 1 石 3 斗	無姓	豊臣奉行による一国検地 8 月 3 日付で奉行宛に検地条目発給 錦部（錦部）村は間竿 6 尺 5 寸竿	『藤井寺市史』 6 史料編 4 上 『八尾市史』 1 『枚方市史』 3 『富田林市史』 2 『交野市史』 『河内長野市史』 6 『守口市史』本文編 1 『松原市史』 1

天正 13		和泉国	日根郡・南郡？	小堀正次				豊臣秀長検地か 閏 8 月に紀伊国への検地命令が出ており、同時か	『岸和田市史』 3 森杉夫「和泉国の太閤検地」(『大阪経大論集』194-200、1990-91 年)
天正 19	5 月	和泉国	和泉郡	吉田清右衛門				指出 百姓からの起請文あり	『岸和田市史』 3 『和泉市史』 2 、328-329 頁
文禄 3	8 月	和泉国	一国検地	片桐且元、石川光元、宮城豊盛、浅野長吉、石田正澄、木下延重、船越景直、桑原貞也	畝歩	大鳥郡綾井高石村：上田 1 石 3 斗の 1 斗下り、中畠 8 斗の 2 斗下り、屋敷 1 石 和泉郡信太郷中村：上々田 1 石 4 斗の 1 斗下り（下田は 9・8 斗）、上々畠 1 石 3 斗 5 升の 1 斗 5 升下り（変則的）、屋敷 1 石 3 斗 5 升 南郡岸和田村：上田 1 石 5 斗の 2 斗下り、上畠 1 石 2 斗の 2 斗下り、屋敷 1 石 2 斗	無姓 一部地名 (肩書)	豊臣奉行による一国検地 8 月 3 日付で奉行宛に検地条目発給 前年 8 月に実施決定か(「かりそめのひとりごと」) 片桐・石河・宮城・浅野の分は 250 歩一反 片桐・石河・浅野は竿 6 尺 5 寸	森杉夫「和泉国の太閤検地」
天正 13	閏 8 月以後	紀伊国	一国か	小堀正次				豊臣秀長検地 閏 8 月 9 日に命令 実際に実施されたかは不明	安藤精一『近世農村史の研究』(清文堂出版、1984 年) 井戸佳子・藤本清二郎「紀州における太閤検地と石高制の成立」
天正 15	9 月	紀伊国	玉置民部少輔領（日高郡江川村）	小堀正次 小堀家臣：弥太郎、宗介	半畝「一所」も	等級無し 反別 1 石 2 斗	無姓	豊臣秀長検地 地積表示は大雑把	井戸佳子・藤本清二郎「紀州における太閤検地と石高制の成立」 弓倉弘年「豊臣期紀伊における検地と石高」(『南紀徳川史研究』8 、2004 年)
天正 16	8 月か	紀伊国	高野山領					豊臣奉行による高野山領検地 『高野春秋』による 高野山の反対により実施されず？	井戸佳子・藤本清二郎「紀州における太閤検地と石高制の成立」
天正 17	6 月以前	紀伊国	海部郡加太					売券の面積からの推測	井戸佳子・藤本清二郎「紀州における太閤検地と石高制の成立」
天正 18	10〜11 月	紀伊国	北山地域（牟婁郡こもり村・下尾井村）	小堀正次、野崎与三郎、筆頭勘兵衛 小堀家臣：弥太郎、与一郎	畝「一所」が多い	等級付無し 田 1 石 2 〜 1 斗、畠 7 斗	無姓 「清水寺」等も	豊臣秀長検地	速水融『近世初期の検地と農民』(和泉書院、2009 年)
天正 19	9 〜10 月	紀伊国	高野山領（伊都郡、那賀郡）	小堀正次、星谷弥三郎、上月九右衛門、喜右衛門、勝介、勘丞、覚右衛門、分介、伝介 小堀家臣：宗介、弥太郎、与一郎、孫二郎	半もあり	上田 1 石 3 斗の 1 斗下り、上畑 1 石の 2 斗下り、屋敷 1 石 2 斗		豊臣秀保検地 天正 18 年 9 月に命令、10 月に指出 反対派の抵抗と秀長の死でいったん中止か 御前帳作成のため	前田正明「天正十九年の高野山領の検地について」(『和歌山地方史研究』54、2008 年) 前田正明「天正一九年安楽川村検地帳・天正一九年野田原村検地帳」(『和歌山県立博物館研究紀要』17、2011 年) 井戸佳子・藤本清二郎「紀州における太閤検地と石高制の成立」

豊臣期検地一覧（稿）

文禄年間		紀伊国						検地有り？	弓倉弘年「豊臣期紀伊における検地と石高」
天正 10	2～3 月	播磨国	姫路惣社領	寺沢弘政	半畝	上田 1 石 3 斗の 1 斗下り	無姓 「い て 井」 「三年」「河間」など(肩書)	荒田帳 以前の検地帳からの書き抜き？ 360 歩一反と 300 歩一反混じる	『大日本史料』11-2、13 頁
天正 12	9 月	播磨国	清水寺領	矢野左京亮定満				豊臣秀長による指出 寺領認定のための指出か	河村昭一『中世の播磨と清水寺』（戎光祥出版、2013 年）
天正 15 以前		播磨国						木下家定が同年 10 月に帳外れ地の帳作成を命じる	『兵庫県史』 3
文禄 3	9 月	播磨国	宇喜多領（赤穂郡周世郷真殿村）	宇喜多河内守、宇喜多土佐守	畝歩	等級無し 1 石 2 斗～1 斗	無姓 「し に 人」 「ちくてん」も	宇喜多秀家検地 300 歩一反	『兵庫県史』 3 寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」(米原正義先生古稀記念論文集刊行会編『戦国織豊期の政治と文化』続群書類従完成会、1993 年)
文禄 4	8 月	播磨国	一国か	石川光元	畝歩	上田 1 石 5 斗・中田 1 石 3 斗・下田＆下々田 9 斗、上畠 8 斗の 2 斗下り・上＆中山畠 6 斗・下山畠 4 斗、屋敷 1 石・8 斗	無姓	豊臣奉行による検地か 8 月 17 日付で木下家定が姫路を加増されることと関連か 8 月 21 日付で斑鳩寺・島津・黒田・片桐貞隆に宛行状 播磨の文禄 4 年検地帳は一冊のみ。池田氏の検地の際に没収か	『兵庫県史』 3 寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」
天正 16	10 月	備前国	長法寺領	花房湯甫公、宇喜多平十郎、足立菅十郎				宇喜多秀家による長法寺への指出要求	寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」
天正 17	6 月	備前国	安養寺領	金谷重兵衛、角南藤左衛門、角南宗左衛門	代歩	等級無し 斗代一定せず 没収分は貫高	無姓 「作〇〇」の表記 地名(肩書)	宇喜多秀家検地 寺からの指出を承認か 360 歩一反 18 年 3 月に没収分を返還	寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」
文禄 3	9 月	備前国	宇喜多領	帳簿打ち渡しは戸川達安内徳蔵弥五郎、岡家利内富山又右衛門尉、長船綱直内池田与右衛門尉	畝歩	等級無し 田だけで 9 段階の斗代	無姓	宇喜多秀家検地 300 歩一反 播磨国と同時か 9 月に宛行状を作成 文禄 4 年 1～2 月に寺社へ帳簿を打ち渡す	寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」 森脇崇文「豊臣期宇喜多氏における文禄四年寺社領寄進の基礎的考察」(『年報赤松氏研究』2、2009 年)
天正 15 以前	9 月以前	美作国	宇喜多領（勝北郡新野東分）					宇喜多秀家検地 石高制の宛行が天正 15 年 9 月にあり	渡邊大門「豊臣期宇喜多氏検地再考」(『皇學館論叢』43-6、2010 年)
文禄 3	9 月	美作国	宇喜多領	帳簿打ち渡しは戸川達安内徳蔵弥五郎、岡家利内富山又右衛門尉、長船綱直内池田与右衛門尉	畝歩	等級無し 田だけで 9 段階の斗代	無姓	宇喜多秀家検地 300 歩一反 播磨国と同時か 9 月に宛行状を作成 文禄 4 年 1～2 月に寺社へ帳簿を打ち渡す	寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」 森脇崇文「豊臣期宇喜多氏における文禄四年寺社領寄進の基礎的考察」

天正 17		因幡国	亀井領					12 月付で秀吉の領知朱印状	田中克行『中世の惣村と文書』（山川出版社、1998 年）
文禄 3	9 月以前	但馬国	宮部領		養父郡持河内村名寄帳：半畝	養父郡持河内村名寄帳：等級無し、田 1 石 3 斗〜 6 斗、畠 7 斗〜 2 斗	無姓 分付記載あり	宮部継潤検地	『兵庫県史』 3
天正 18	10 月以前	伯耆国	毛利領		大半小歩	等級無し 斗代一定せず（田 9 〜 3 斗、畠 300〜100 文） 換算基準は 1 貫＝ 1 石		毛利輝元天正惣国検地 360 歩一反 豊臣政権からの命令による（御前帳の前提？）	秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』（吉川弘文館、1998 年）
慶長 2 慶長 3		伯耆国	毛利領	奉行：兼重元続、蔵田就貞	畝歩	等級無し 斗代一定せず（田 1 石 5 斗〜 4 斗、畠 800〜150 文、屋敷 750〜400 文）	無姓	毛利輝元兼重蔵田検地 300 歩一反 打渡坪付は慶長 4 年 8 月以後に発給 畝止まりや 10 歩単位が多く大雑把な丈量	田中誠二『近世の検地と年貢』（塙書房、1992 年） 光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』（校倉書房、2007 年）
天正 17	10〜11 月	出雲国	一国		大半小歩	等級無し 斗代一定せず（田 9 〜 3 斗、畠 300〜100 文） 換算基準は 1 貫＝ 1 石	無姓 地名(肩書)	毛利輝元天正惣国検地 豊臣政権からの命令による（御前帳の前提？） 360 歩一反 「毛利様御代御検地帳」という 19 年 11 月付帳簿(公文江角家久が作成)があり、「一　○○俵シリ　名請人名」の記載形式（名寄帳か）	田中誠二『近世の検地と年貢』 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』 『新修島根県史』史料編 2 、 3 号
文禄 4		出雲国						毛利輝元による再検地か 出雲国造家文書 153 は 12 月 25 日付の打ち渡し坪付、154 には「御再検」とあり 禅定寺文書は 9 月 20 日付の打ち渡し坪付	『広島県史』通史 3 近世 1
慶長 2 慶長 3		出雲国	毛利領	奉行：兼重元続、蔵田就貞	畝歩	等級無し 斗代一定せず（田 1 石 5 斗〜 4 斗、畠 800〜150 文、屋敷 750〜400 文）	無姓	毛利輝元兼重蔵田検地 300 歩一反 打渡坪付は慶長 4 年 8 月以後に発給 畝止まりや 10 歩単位が多く大雑把な丈量	田中誠二『近世の検地と年貢』 光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』
天正 11	7 月	石見国	妙義寺領（飯田郷）	和田中務丞兼芸、家慶、□葉坊重賢、中井主水允正国、品川助左衛門将員				益田藤兼検地 増野藤右衛門殿宛、益田藤兼袖判あり 検地目録形式	「妙義寺文書」東大史料編纂所蔵マイクロフィルム
天正 18	10 月以前	石見国	一国		大半小歩	等級無し 斗代一定せず（田 9 〜 3 斗、畠 300〜100 文） 換算基準は 1 貫＝ 1 石	無姓 地名(肩書)	毛利輝元天正惣国検地 360 歩一反 豊臣政権からの命令による（御前帳の前提？）	田中誠二『近世の検地と年貢』 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』
慶長 2 慶長 3		石見国	毛利領	奉行：兼重元続、蔵田就貞	畝歩	等級無し 斗代一定せず（田 1 石 5 斗〜 4 斗、畠 800〜150 文、屋敷 750〜400 文）	無姓	毛利輝元兼重蔵田検地 300 歩一反 打渡坪付は慶長 4 年 8 月以後に発給 畝止まりや 10 歩単位が多く大雑把な丈量	田中誠二『近世の検地と年貢』 光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』
慶長 4	5 月	石見国	益田領			9 段階または 6 段階、畠屋敷は 3 段階		益田元祥検地 300 歩一反 5 月 5 日付で検地条目発給	田中誠二『近世の検地と年貢』 光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』

豊臣期検地一覧（続）

天正18	10月以前	備中国	毛利領		大半小歩	等級無し 斗代一定せず（田9～3斗、畠300～100文） 換算基準は1貫＝1石	無姓 地名(肩書)	毛利輝元天正惣国検地 360歩一反 豊臣政権からの命令による（御前帳の前提？）	田中誠二『近世の検地と年貢』 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』
文禄3	9月	備中国	宇喜多領	帳簿打ち渡しは、(戸川達安内) 徳蔵弥五郎、(岡家利内) 富山又右衛門尉、(長船綱直内) 池田与右衛門尉	畝歩	等級無し 田だけで9段階の斗代	無姓	宇喜多秀家検地 300歩一反 播磨国と同時か 9月に宛行状を作成 文禄4年1～2月に寺社へ帳簿を打ち渡す	寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」 森脇崇文「豊臣期宇喜多氏における文禄四年寺社領寄進の基礎的考察」
慶長2 慶長3		備中国	毛利領	奉行：兼重元続、蔵田就貞	畝歩	等級無し 斗代一定せず（田1石5斗～4斗、畠800～150文、屋敷750～400文）	無姓	毛利輝元兼重蔵田検地 300歩一反 打渡坪付は慶長4年8月以後に発給 畝止まりや10歩単位が多く大雑把な丈量	田中誠二『近世の検地と年貢』 光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』
慶長5	4月18日	備中国	厳島神社領（阿賀郡小坂部村）	西与蔵、久兵衛	畝歩	田1石4～3斗・上田1石2斗・中田1石3斗など、一定せず 畠・屋敷は貫高	無姓 「神主ノ」 「重国ノ」など（肩書）	厳島神社検地	光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』 「厳島野坂文書」『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、1829号
慶長5	8月21日	備中国	毛利元康領（小田郡小田村）	井上新左衛門				毛利元康検地	光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』
天正13	7～10月？	備後国	品治郡・安那郡	二宮就辰、児玉左衛門尉、羽仁加賀守、横山二郎右衛門尉、福井源五郎、本堂地彦左衛門尉	大半小歩	等級無し 田6斗、畠300文	有姓も	毛利輝元検地か 打渡坪付が複数通伝来	『広島県史』通史3近世1
天正18	10月以前	備後国	一国		大半小歩	等級無し 斗代一定せず（田9～3斗、畠300～100文） 換算基準は1貫＝1石	無姓 地名(肩書)	毛利輝元天正惣国検地 360歩一反 豊臣政権からの命令による（御前帳の前提？）	田中誠二『近世の検地と年貢』 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』
慶長2 慶長3		備後国	一国	奉行：兼重元続、蔵田就貞	畝歩	等級無し 斗代一定せず（田1石5斗～4斗、畠800～150文、屋敷750～400文）	無姓	毛利輝元兼重蔵田検地 300歩一反 打渡坪付は慶長4年8月以後に発給 畝止まりや10歩単位が多く大雑把な丈量	田中誠二『近世の検地と年貢』 光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』
天正18	10月以前	安芸国	一国		大半小歩	等級無し 斗代一定せず（田9～3斗、畠300～100文） 換算基準は1貫＝1石	無姓 地名(肩書)	毛利輝元天正惣国検地 360歩一反 豊臣政権からの命令による（御前帳の前提？） 天正18年4月8日付で豊田郡楽音寺宛に「寺内は守護不入なので検地しない」との通達をする	田中誠二『近世の検地と年貢』 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』 「楽音寺文書」『広島県史』古代中世資料編Ⅳ、11号
慶長2 慶長3		安芸国	一国	奉行：兼重元続、蔵田就貞	畝歩	等級無し 斗代一定せず（田1石5斗～4斗、畠800～150文、屋敷750～400文）	無姓	毛利輝元兼重蔵田検地 300歩一反 打渡坪付は慶長4年8月以後に発給 畝止まりや10歩単位が多く大雑把な丈量	田中誠二『近世の検地と年貢』 光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』
天正11		周防国	毛利領（吉敷郡・佐波郡）					毛利輝元検地	『広島県史』通史3近世1

天正 16	8 月（遅くともこの時期には実施開始）	周防国	一国		大半小歩	等級無し 斗代一定せず（田 9 ～ 3 斗、畠 300～100 文） 換算基準は 1 貫＝ 1 石	無姓 地名（肩書）	毛利輝元天正惣国検地 360 歩一反 豊臣政権からの命令による（御前帳の前提？）	田中誠二『近世の検地と年貢』 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』
慶長 2 慶長 3		周防国	毛利領	奉行：兼重元続、蔵田就貞	畝歩	等級無し 斗代一定せず（田 1 石 5 斗～ 4 斗、畠 800～150 文、屋敷 750～400 文）	無姓	毛利輝元兼重蔵田検地 300 歩一反 打渡坪付は慶長 4 年 8 月以後に発給 畝止まりや 10 歩単位が多く大雑把な丈量	田中誠二『近世の検地と年貢』 光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』
天正 15	8 月	長門国	一国		大半小歩	等級無し 斗代一定せず（田 9 ～ 3 斗、畠 300～100 文） 換算基準は 1 貫＝ 1 石	無姓 地名（肩書）	毛利輝元天正惣国検地 360 歩一反 豊臣政権からの命令による（御前帳の前提？） 8 月はこの長門国検地に伴う指出の初見	田中誠二『近世の検地と年貢』 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』
慶長 2 慶長 3		長門国	毛利領	奉行：兼重元続、蔵田就貞	畝歩	等級無し 斗代一定せず（田 1 石 5 斗～ 4 斗、畠 800～150 文、屋敷 750～400 文）	無姓	毛利輝元兼重蔵田検地 300 歩一反 打渡坪付は慶長 4 年 8 月以後に発給 畝止まりや 10 歩単位が多く大雑把な丈量	田中誠二『近世の検地と年貢』 光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』
慶長 4	7 月	隠岐国	吉川領（別府村）	山縣善右衛門、阿部志摩守、白地与三右衛門、井上平左衛門、公文近藤十郎左衛門	畝歩	斗代一定せず（中田 1 石 2 斗、中畠 100 文程度）	無姓	吉川広家検地 名寄帳形式 畝止まりや 10 歩単位が多く大雑把な丈量	『新修島根県史』史料編 2 、 5 号 光成準治『中・近世移行期大名領国の研究』
天正 13		淡路国	仙石領					仙石秀久が秀吉に指出 9 月 10 日付で脇坂安治に宛行 脇坂安治宛天正 14 年 11 月の宛行状が石高	たつの市立龍野歴史文化資料館蔵指出帳（未確認） 『兵庫県史』 3
天正 18	6 月	讃岐国	塩飽諸島		畝歩	上畑麦 1 石・中畑麦 8 斗・下畑麦 5 斗	無姓	豊臣直轄検地か 名寄帳 2 月に朱印状	『新編丸亀市史』 2 『香川叢書』 2
慶長 2	9 月	讃岐国	生駒領（大川郡長尾庄）		畝歩	上田 1 石 3 斗の 1 斗下り	無姓 僅かに分付有り	生駒検地	『香川県史』 3 筑後正治「長尾庄における太閤検地」（『香川史学』10、1981 年）
慶長 4	7 月	讃岐国	生駒領（豊田郡姫江郷内木之郷村）	河副勝左衛門、青木五郎左衛門	畝歩	上田 1 石 3 斗の 1 斗下り、上畠 7 斗の 1 斗下り	無姓 僅かに分付有り	生駒検地	『香川県史』 3 『香川叢書』 2 筑後正治「長尾庄における太閤検地」
天正 11	3 月頃	阿波国	長宗我部領（吉野川下流域）		代			長宗我部元親検地 360 歩一反	下村效「土佐長宗我部氏の初期検地」（『日本中世の法と経済』続群書類従完成会、1998 年）
天正 13	10 月予定、12 月終了	阿波国	一国か					蜂須賀家政検地 11 月に「検地之上ヲ以、弐百石」の宛行を約束 京升使用、石高制導入 14 年 7 月に郡奉行宛掟を制定	『徳島県史』 3 宇山孝人「蜂須賀氏の阿波入部直後の検地と年貢徴収」（『史窓』22、1991 年）

豊臣期検地一覧（徳）

天正17 天正18	10〜12月 未調査	阿波国	一国	伏屋忠左衛門、八田弥助ら	畝歩	平野部：上上田1石5斗・上田1石4斗・中田1石2斗・中下田1石1斗・下田9斗・下々田7斗、上上畠1石3斗・上畠1石1斗・中畠8斗5升・中下畠6斗5升・下畠4斗5升・下々畠3斗 山間部：上田1石1斗の2斗下り（三段階）、上畠6斗5升・中畠4斗5升・下畠3斗・下々畠1斗5升	無姓	蜂須賀家政検地 300歩一反 天正19年の名西郡・阿波郡検地帳もあるが御前帳の写か	『徳島県史』3 宇山孝人「表高の成立過程に関する一考察―阿波蜂須賀氏の天正・慶長検地帳を素材として―」（『鳴門史学』6、1992年）
文禄2	12月	阿波国	蜂須賀領（麻植郡山田村）					蜂須賀家政検地	宇山孝人「表高の成立過程に関する一考察―阿波蜂須賀氏の天正・慶長検地帳を素材として―」
天正14 天正15		伊予国	小早川領 来島領	玉木吉保ら	大半小歩	等級無し 田8斗、畠100文（これ以外の斗代も多い）		毛利輝元検地 天正惣国検地の一環か 360歩一反、石貫制 14年11・12月に小早川隆景と来島通総が寺領宛行	『愛媛県史』近世上 『身自鏡』（米原正義校注『戦国期中国史料撰』マツノ書店、1987年）
天正15	8月	伊予国	福島領（新居郡・宇摩郡）			上上田1石6斗の1斗下り、畠1石2斗・8斗、屋敷1石5斗		福島正則検地	『愛媛県史』近世上
天正15	7月以後	伊予国	戸田領（風早郡忽那島）		畝歩	上上田1石6斗の1斗下り、上中畠8斗・中畠6斗・下畠4斗・山畠2斗、屋敷1石5斗	無姓 「おうち」 「くろいわ」等（肩書）	戸田勝隆検地 検地条目は7月14日	『愛媛県史』近世上
天正15	7月以後	伊予国	戸田領（宇和郡）	浅野長吉	畝歩	上上田1石6斗の1斗下り、上上畠1石2斗の1斗下り、屋敷1石3斗		浅野長吉による戸田勝隆領検地 15年7月18日に魚成村で禁制、間竿6尺5寸	『愛媛県史』近世上
天正19	8〜9月	伊予国	福島領（越智郡鴨部郷中村）			上上田1石6斗の1斗下り		福島正則検地	『愛媛県史』近世上
文禄3	8月	伊予国	戸田領（宇和郡保内郷木津浦村）			上上田1石6斗の1斗下り、上中畠8斗・中畠6斗・下畠4斗・山畠2斗、屋敷8斗		戸田勝隆検地	『愛媛県史』近世上
文禄5？	正月以後	伊予国	藤堂領か	藤堂高虎				豊臣政権の命令による藤堂領検地？ 高虎は「我等ニ検地被仰付候」とする帳簿と絵図のひな形を遺わす	「藤堂家文書」1号（『三重県史資料叢書』藤堂高虎関係資料集補遺）
天正15 天正16 天正17 天正18	9〜翌4月 8〜翌4月 10〜翌5月 11〜12月	土佐国	ほぼ一国検地	桑名吉成、中島重治、南岡親秀ほか多数	代歩	等級はあるが分米無し	給人は「○○給」 作職は「○○作」 有姓多し	長宗我部元親天正総検地 豊臣政権の命令による実施 300歩一反、間竿6尺3寸、京升使用	横川末吉『長宗我部地検帳の研究』（高知市立市民図書館、1961年） 平井上総『長宗我部氏の検地と権力構造』（校倉書房、2008年）
天正18 天正19	11〜12月 11〜12月	土佐国	長宗我部領（吾川郡・高岡郡・土佐郡・香美郡）	国分親貿、桑名重安、福富甚兵衛ほか多数	代歩	等級はあるが分米無し	給人は「○○給」 作職は「○○作」 有姓多し	長宗我部元親検地 一部の村への再検地	横川末吉『長宗我部地検帳の研究』 平井上総『長宗我部氏の検地と権力構造』

文禄 4 慶長 1 慶長 2 慶長 3	9 月 12 月 1 ～ 5 月 1 月	土佐国	長宗我部領 （土佐郡・安芸郡・吾川郡・幡多郡）	大黒半左衛門、山中修理、横山九郎兵衛ほか多数	代歩	等級はあるが分米無し	給人は「○○給」 作職は「○○作」 有姓多し	長宗我部元親検地 一部の村への再検地および新田検地	横川末吉『長宗我部地検帳の研究』 平井上総『長宗我部氏の検地と権力構造』
天正 15	8 ～ 9 月	豊前国	一国か		畝歩	等級無し 斗代は 8 斗から六段階	分付記載在地武士あり 下作記載あり	黒田孝高による一国検地 分米の肩に蔵入り・給人の別が記載 7 月に秀吉が土豪時枝氏に「検地の上宛行うので黒田の与力になれ」という朱印状を出す 大友領の妙見・龍王城領は黒田が検地を行なったのちに大友氏に引き渡す	佐藤満洋「天正十五年の黒田氏による豊前国検地」（『大分県地方史』150、1994 年） 外園豊基「史料紹介　天正十五年豊前国宇佐郡高家村検地帳について」（『早稲田大学教育学部学術研究』地理学・歴史学・社会科学編 37、1988 年） 外園豊基「豊前国における天正・慶長の検地」（『歴史評論』370、1981 年） 大山智美「中近世移行期の国衆一揆と領主検地―肥後国衆一揆を素材として―」（『九州史学』164、2012 年）
天正 17	10 月以後	豊後国	大友領		大半小歩 畝歩			大友義統検地 10 月に豊臣政権から検地命令、検地帳不明 京升使用 貫高制から地高制へ変化 天正 19 年 8 月に豊臣政権に検地目録を提出しており、それまでには検地終了 天正 19 年 3 月の「田地石付」なる検地帳あり（未見）	中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』（校倉書房、1996 年） 後藤重巳・山中浩二「慶長三年豊後国大野郡鍛冶股内名（臼迫村）検地史料」（『大分縣地方史』98、1980 年）
文禄 2	7 ～閏 9 月	豊後国	一国検地	宮部継潤（日田・玖珠・国東・速見郡） 山口宗長（海部・大分・大野・直入郡）	畝歩	村位・地位併用 上村は上上田 1 石 6 斗、中村は上上田 1 石 5 斗、下村は上上田 1 石 4 斗でそれぞれ 2 斗下り	無姓 うせ人多し	豊臣奉行による一国検地 大友氏改易による 山口は 6 月に「当毛付之次第」等を発給 検地終了後に各地に代官と大名領を配置	『大分県史』近世 1 『大分県史』近世 2 中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』 佐藤満洋「太閤検地における村位別石盛り制の研究」（藤野保編『九州と豊臣政権』国書刊行会、1984 年）
文禄 3		豊後国	中川領（大野郡鍛冶股名の内（臼迫村））					中川秀成検地 未見	後藤重巳・山中浩二「慶長三年豊後国大野郡鍛冶股内名（臼迫村）検地史料」
慶長 2	3 月	豊後国	海部郡	松田清右衛門 長江二郎助	畝歩 間数表示	上田 1 石 3 斗の 2 斗下り、上畠 1 石の 2 斗下り		太田一吉検地・毛利重政検地・豊臣直轄地検地のいずれか不明	『大分県史』近世 1 『大分県史料』37 『豊後国佐賀郷・丹生荘・臼杵荘・佐伯荘・柴山村史料』
慶長 2		豊後国	太田領（海部・大野郡）		畝歩			太田一吉検地 202 村分の写あり	『大分県史』近世 1

豊臣期検地一覧（続）

慶長3	7月24日	豊後国	福原領（速水郡日出庄）	辻間七蔵	畝歩	上田1石3斗 「つへ入〇石△斗」とする筆がいくつもあり（検地済を指す？）		福原直高による指出徴収 「日出庄御指出帳」とあり 9月に庄屋辻間越後守・七蔵に扶持人同前の伺候が命じられる（「城内文書」16『大分県史料』11）	『大分県史料』18
慶長3	9～10月	豊後国	中川領		畝歩	村位と等級併用 上村は上上田1石6斗5升、中村は上上田1石5斗5升、下村は上上田1石4斗5升でそれぞれ2斗下り	無姓	中川秀成検地	『大分県史』近世1 後藤重巳・山中浩二「慶長三年豊後国大野郡鍛冶股内名（臼迫村）検地史料」
慶長4	9月	豊後国	早川領（大分郡今津留村）					早川長政検地 長政はこの年5月に福原直高に代わり府内城主に復帰	『大分県史』近世2
天正15	7～10月	筑前国				宗像社宛打渡状では畠・屋敷も石高		小早川隆景による指出徴収 隆景以前に豊臣政権から指出命令？ 京升使用 12月に宗像社宛打渡状	『福岡県史』通史編福岡藩(1)
天正16		筑前国	小早川領	桂宮内少輔景種ら	大半小歩	田は分米、畠は古銭（指出も古銭）		小早川隆景検地 7月に検地に伴い肥筑両国の境目を定める 11月に宗像社領指出、17年11月に検地目録打渡す 360歩一反	福岡市史資料編近世1・P14 『福岡県史』通史編福岡藩(1) 「奈良崎文書」東京大学史料編纂所蔵写本
文禄4	9～10月	筑前国	一国	奉行：山口宗長 組頭：南部武右衛門、蒔田次郎兵衛、長崎伊豆守、下司甚兵衛、小島喜太郎、杉帯刀 役人：曽我平吉、坂崎長兵衛、行武四郎右衛門、竹下次郎左衛門、（筆者）存椽、吉近太郎右衛門、有田一右衛門、小金丸新兵衛、白須専助 検地帳作成：小泉万丞、上野右衛門大夫、小嶋喜太郎	畝歩 間数表示	上田1石2斗の2斗下がり、上畠8斗の2斗下がり（下々畠は3斗）、屋敷1石	無姓	小早川秀秋家臣による一国検地 隆景から秀秋への代替わりによる 宛行状は12月～翌年3月 300歩一反	松下志朗『幕藩制社会と石高制』（塙書房、1984年） 中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』
天正18	9月以前	筑後国	立花領					立花宗茂検地 地高制を採用	中野等『立花宗茂』（吉川弘文館、2001年）
文禄4	9～10月	筑後国	一国	奉行：山口宗長 組頭：南部武右衛門、蒔田次郎兵衛、長崎伊豆守、下司甚兵衛、小島喜太郎、杉帯刀 役人：曽我平吉、坂崎長兵衛、行武四郎右衛門、竹下次郎左衛門、（筆者）存椽、吉近太郎右衛門、有田一右衛門、小金丸新兵衛、白須専助 検地帳作成：小泉万丞、上野右衛門大夫、小嶋喜太郎	畝歩 間数表示	上田1石2斗の2斗下がり、上畠8斗の2斗下がり（下々畠は3斗）、屋敷1石	無姓	小早川秀秋家臣による一国検地 立花宗茂領・高橋直次領・筑紫広門領・小早川秀包領も 各大名領の出分は没収、秀秋領に編入 隆景から秀秋への代替わりによる 宛行状は12月～翌年3月 300歩一反	松下志朗『幕藩制社会と石高制』 中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』

天正 16	8 月・11 月	肥前国	竜造寺領	横尾三郎右衛門尉、葉太郎右衛門尉、（筆者）中嶋無量寺	畝歩 一筆ごとに旧面積も記載	等級・分米無し	無姓 「小太郎丸」等（肩書）	龍造寺政家検地 360 歩一反	藤野保編『佐賀藩の総合研究』（吉川弘文館、1981 年） 松下志朗『幕藩制社会と石高制』
文禄 2	7 〜 8 月	肥前国	波多親旧領（松浦郡）	長束正家、山中長俊				豊臣奉行による検地 5 月の波多親改易後に命令 8 月 1 日付で検地条目発給 閏 9 月に宛行状 竿 6 尺 2 寸、300 歩一反、石高制導入	松下『石高制と九州の藩財政』（九州大学出版会、1996 年）
文禄 4	9 〜10 月	肥前国	小早川領	奉行：山口宗長 組頭：南部武右衛門、蒔田次郎兵衛、長崎伊豆守、下司甚兵衛、小島喜太郎、杉帯刀 役人：曽我平吉、坂崎長兵衛、行武四郎右衛門、竹下次郎左衛門、（筆者）存椽、吉近太郎右衛門、有田一右衛門、小金丸新兵衛、白須専助 検地帳作成：小泉万丞、上野右衛門大夫、小嶋喜太郎	畝歩 間数表示	上田 1 石 2 斗の 2 斗下がり、上畠 8 斗の 2 斗下がり（下々畠は 3 斗）、屋敷 1 石	無姓	小早川秀秋検地 隆景から秀秋への代替わりによる宛行状は 12 月〜翌年 3 月 300 歩一反	松下志朗『幕藩制社会と石高制』 中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』
慶長 4		肥前国	大村領		畝歩	上々田 1 石 5 斗の 2 斗下り（下々田 5 斗）、上畠 6 斗の 2 斗下り（下々畠 1 斗）、上屋敷 1 石 3 斗の 2 斗下り		大村喜前検地	『長崎県史』藩政編
天正 15	6 月以後	壱岐国	松浦領					松浦隆信検地 6 月 28 日に秀吉から検地命令	『長崎県史』藩政編
天正 15	8 〜 11 月の間？	肥後国	佐々領		丈	地高制か、野畠は貫高か		佐々成政検地 指出による安堵から改めて検地を実施 秀吉は 15 年は指出のみで検地は翌年施行を指示	『新熊本市史』近世 2 大山智美「中近世移行期の国衆一揆と領主検地―肥後国衆一揆を素材として―」（『九州史学』164、2012 年）
天正 16	3 〜 5 月	肥後国	一国（相良領を除く）	浅野長吉（山本郡・飽田郡・詫摩郡・川尻）、生駒親正（玉名郡・山鹿郡）、蜂須賀家政（菊池郡・合志郡）、戸田勝隆・黒田孝高・毛利吉成（阿蘇郡・益城郡）、福島正則・加藤清正・小西行長（宇土郡・八代郡・葦北郡・天草郡・球磨郡）				豊臣奉行による一国検地 佐々成政改易に伴う検地 360 歩 1 反 検地帳残らず	『新熊本市史』近世 2 松本寿三郎『近世の領主支配と村落』（清文堂、2004 年） 『相良家文書』698
天正 17	7 〜 9 月	肥後国	加藤領（山鹿郡・菊池郡・阿蘇郡）	窪田藤兵衛、平井十兵衛	畝歩	上田 1 石 3 斗・中田 1 石 3 斗・下田 1 石 1 斗 5 升、上畠 8 斗、屋敷 8 斗	無姓	加藤清正検地 仕直しあるいは検地未実施の村か	『新熊本市史』近世 2 松本寿三郎『近世の領主支配と村落』
天正 19		肥後国	加藤領（山鹿郡）					加藤清正検地 仕直しあるいは検地未実施の村か	松本寿三郎『近世の領主支配と村落』
文禄 2		肥後国	加藤領（山鹿郡・阿蘇郡）					加藤清正検地 仕直しあるいは検地未実施の村か	松本寿三郎『近世の領主支配と村落』

豊臣期検地一覧（続）

文禄 4		肥後国	加藤領（山鹿郡・菊池郡・阿蘇郡）					加藤清正検地 仕直しあるいは検地未実施の村か	松本寿三郎『近世の領主支配と村落』
文禄 5		肥後国	加藤領（菊池郡）					加藤清正検地 仕直しあるいは検地未実施の村か	松本寿三郎『近世の領主支配と村落』
文禄 5	閏 7 月以後？	肥後国	相良領（球磨郡）					石田三成家臣による相良領検地 相良側からの依頼 予定よりも遅れ、実施したかも不明	『相良家文書』769 号
慶長 2		肥後国	加藤領（葦北郡・山鹿郡・阿蘇郡）					加藤清正検地 仕直しあるいは検地未実施の村か	松本寿三郎『近世の領主支配と村落』
慶長 4		肥後国	加藤領（葦北郡・山鹿郡）					加藤清正検地 仕直しあるいは検地未実施の村か	松本寿三郎『近世の領主支配と村落』
慶長 5	4 月 21 日以後	肥後国	相良領の一部（球磨軍）	愛甲新介、犬童長左衛門尉				相良頼房検地 「七ヶ寺」への宛行にあたり「先年同事之竿」で事前に対象地を検地	池田公一編『中世九州相良氏関係文書集』363 号
慶長 5		肥後国	小西領（益城郡）					小西行長検地か	松本寿三郎『近世の領主支配と村落』
天正 20	8 月以後	日向国	島津領					豊臣奉行（細川藤孝）による検地 8 月に秀吉から検地命令が出て寺社領勘落が行なわれるも 11 月には総検地の実施が延期	中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』
文禄 2	10 月	日向国	島津領（諸県郡飯野内大明神村）		畝歩	上田 1 石 4 斗の 2 斗下り	無姓「自作分」との分付	豊臣奉行（細川藤孝）による島津領検地 前年 8 月に秀吉から検地命令が出るも 11 月には延期決定 文禄 2 年 5 月に指出命令 この検地帳は翌年のものである可能性も？（中野説）	『宮崎県史』近世上 中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』
文禄 2	10〜12 月	日向国	伊東領					伊東祐兵検地 「日向記」による	『宮崎県史』史料編近世 4 、29 頁
文禄 3 文禄 4	11 月〜 〜 3 月	日向国	島津領	石田家臣	畝歩	村位別石盛 上ノ村：上田 1 石 6 斗の 2 斗下り、上畠 1 石 2 斗の 2 斗下り 中ノ村：上田 1 石 4 斗の 2 斗下り、上畠 1 石の 2 斗下り 下ノ村：上田 1 石の 2 斗下り、上畠 7 斗の 2 斗下り 全体：屋敷 1 石・町方屋敷 1 石 3 斗 5 日前に作成の斗代注文は上田 1 石 7 斗の 3 斗下りになるなど別の基準		豊臣奉行（石田三成）による島津領検地 7 月 16 日に検地条目と斗代注文発給 朱印状は 4 年 6 月 知行宛行は 4 年 9 月から 5 年 12 月まで続く 300 歩一反	山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』 中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』 『島津家文書』1099・1100 号

文禄5 以前		日向国	秋月領		畝歩		無姓 脇に「○○先」「○○門」など門の記載	未詳 天正17年6月から文禄5年5月までのいずれかの時期に坪付の面積記載方式が変化	『宮崎県史』近世上
天正20	8月以後	大隅国	島津領					豊臣奉行（細川藤孝）による島津領検地 8月に秀吉から検地命令が出て寺社領勘落が行なわれるも11月には総検地の実施が延期	中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』
文禄3 文禄4	11月～ ～3月	大隅国	一国(島津領)	石田家臣	畝歩	村位別石盛 上ノ村：上田1石6斗の2斗下り、上畠1石2斗の2斗下り 中ノ村：上田1石4斗の2斗下り、上畠1石の2斗下り 下ノ村：上田1石の2斗下り、上畠7斗の2斗下り 全体：屋敷1石・町方屋敷1石3斗 5日前に作成の斗代注文は上田1石7斗の3斗下りになるなど別の基準		豊臣奉行（石田三成）による島津領検地 7月16日に検地条目と斗代注文発給 朱印状は4年6月 知行宛行は4年9月から5年12月まで続く 300歩一反	山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』（校倉書房、1990年） 中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』 『島津家文書』1099・1100号
天正20	8月以後	薩摩国	島津領					豊臣奉行（細川藤孝）による検地 8月に秀吉から検地命令が出て寺社領勘落が行なわれるも11月には総検地の実施が延期	中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』
天正20	8月以後	薩摩国	旧島津歳久領 (祁答院)					豊臣奉行（細川藤孝）による旧島津歳久領検地 8月に秀吉から検地命令	山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』
文禄2	5～7月の間	薩摩国	旧島津忠辰領 (出水)					豊臣奉行（細川藤孝）による旧島津忠辰領検地 島津忠辰改易（5月）にともなうもの、7月末の義久書状に検地実施の話が登場	山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』
文禄3 文禄4	11月～ ～3月	薩摩国	一国(島津領)	石田家臣	畝歩	村位別石盛 上ノ村：上田1石6斗の2斗下り、上畠1石2斗の2斗下り 中ノ村：上田1石4斗の2斗下り、上畠1石の2斗下り 下ノ村：上田1石の2斗下り、上畠7斗の2斗下り 全体：屋敷1石・町方屋敷1石3斗 5日前に作成の斗代注文は上田1石7斗の3斗下りになるなど別の基準		豊臣奉行（石田三成）による島津領検地 7月16日に検地条目と斗代注文発給 朱印状は4年6月 知行宛行は4年9月から5年12月まで続く 300歩一反	山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』 中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』 『島津家文書』1099・1100号